

八千代市高齢者保健福祉計画

第9次老人保健福祉計画

第8期介護保険事業計画

【令和3年度～令和5年度】



令和3年3月

八千代市高齢者保健福祉計画策定にあたって

我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には国民の5.5人に1人が75歳以上になり、また、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上になり、高齢者人口がピークになると予測されております。

本市におきましても、65歳以上の高齢者人口が令和2年9月末時点で50,315人、高齢化率は25.0%となっており、2040年（令和22年）には約65,000人となり、市民の3人に1人が高齢者になるとともに、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症の人の増加も見込まれる等、社会構造の変化により、介護サービス等の需要が更に増加・多様化することが想定されます。



このような状況を踏まえ、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする八千代市高齢者保健福祉計画（第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画）を策定いたしました。

本計画の期間中においては、本計画の基本理念である「高齢者が生涯にわたり健やかで安心した生活を営むことができるまちづくり」の達成のために、地域包括ケアの取り組みをさらに推進・深化させるとともに、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止、医療と介護の連携等に一体的に取り組んでいくこととしております。

結びに、本計画の策定に際しまして、ご審議いただきました八千代市介護保険事業運営協議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じてご協力いただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げますとともに、一人ひとりが超高齢社会の課題を共有し、地域福祉の担い手として地域全体で見守り支えあうことが出来る地域共生社会の実現を図るため、市民の皆様にもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

八千代市長 服部 友則

目次

〈総論〉

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 国の高齢者・介護保険施策の動向.....	3

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠.....	6
第2節 計画の策定方法.....	7
第3節 推進体制の確保.....	9

第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

第1節 高齢者に係る実績と推計.....	10
第2節 要介護認定・給付の実績と推計.....	13
第3節 ニーズ調査結果の概要.....	15

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念及び施策の体系.....	30
第2節 日常生活圏域の設定.....	34

〈各論1〉

基本目標1 高齢者の社会参加の促進

施策1 通い・集いの場の提供.....	38
施策2 地域で活躍できる場の提供.....	40

基本目標2 健康づくりの推進

施策1 疾病の早期発見・早期治療及び生活習慣の見直し.....	41
---------------------------------	----

基本目標3 住み慣れた地域で住み続けられる 安心・快適な生活環境づくりの推進

施策1 高齢者が安心して暮らせる住環境の形成.....	43
施策2 在宅福祉サービスの実施.....	44
施策3 発見・見守り機能の強化.....	50
施策4 高齢者の緊急時の対応.....	52
施策5 高齢者の災害時における対応.....	53
施策6 高齢者の感染症対策.....	55

〈各論2〉

第1章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅（介護予防）サービス.....	58
第2節 地域密着型（介護予防）サービス.....	63
第3節 施設サービス.....	66

第2章 地域支援事業の実績と見込み

第1節 介護予防・日常生活支援総合事業.....	67
第2節 包括的支援事業.....	73
第3節 任意事業.....	82

第3章 第8期介護保険事業の見通し

第1節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー.....	87
第2節 介護保険サービス等の見込み量.....	88
第3節 第1号被保険者の介護保険料.....	94

第4章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 円滑な事業運営の推進支援.....	98
第2節 公的介護施設等の整備.....	100
第3節 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化.....	103

〈資料〉

1 八千代市介護保険事業運営協議会に係る資料.....	108
2 用語一覧.....	111

〈総論〉

第1章	計画の策定にあたって……………	2p
第2章	計画策定の基本事項……………	6p
第3章	高齢者を取り巻く現況と課題……………	10p
第4章	基本理念及び施策の展開……………	30p

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

平成12年に社会全体で高齢者を支える仕組みとして介護保険が創設されて20年が経過する中、介護サービスの利用者は増加するとともに、介護保険制度は社会に着実に定着してきています。この間様々な制度の見直しが行われましたが、本市においては高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するため、「老人保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体のものとして八千代市高齢者保健福祉計画（以下、「本計画」）を策定してきました。

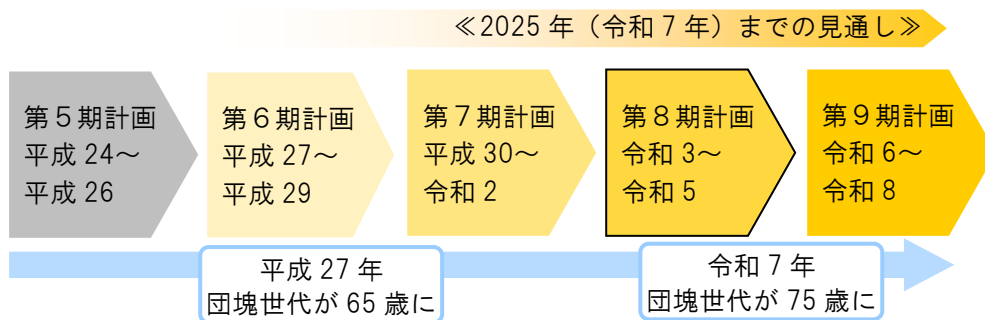
近年では平成24年度の法改正において、本計画は「地域包括ケアシステム」の構築のための「地域包括ケア計画」として新たに位置づけられ、全国画一的ではなく自治体における地域性を踏まえながら、地域包括ケアシステムの理念実現を目指した取組の推進が求められました。

さらに平成27年度からは地域支援事業が介護予防・日常生活支援総合事業として組み替えられ、本市においても、日常生活支援体制の構築に努めてきました。

一方、国においては平成30年に高齢社会対策大綱、令和元年に認知症施策推進大綱を相次いで改定し、国全体の目標として、介護予防による心身ともに健康な高齢者の増加や、認知症高齢者への支援、家族介護の負担軽減措置等の課題に取り組むこととしています。

こうした中、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する視点が加味されました。

このような法制度等の変化や国、県の動向を踏まえつつ、これまでの施策の実施状況や効果を検証したうえで、地域包括ケアシステムの構築を一層推進していくため、新たな「八千代市高齢者保健福祉計画」を策定します。



第2節 国の高齢者・介護保険施策の動向

(1) 一億総活躍と地域共生社会の構築

わが国では平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」の策定以降、「地域共生社会の実現」を目指し社会福祉政策を進めてきました。

このため、高齢者・介護保険分野においては地域包括ケアシステムをより一層強化し、「誰もが尊厳をもって住み慣れた地域で暮らし続けることのできる地域社会」の構築が全国自治体に求められています。

(2) 高齢社会対策大綱の改定

平成30年2月16日に閣議決定された新たな大綱は、高齢社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、定められるものです。

新たな大綱は、高齢化が一段と進む中、すべての世代が満ち足りた人生を送ることができ、環境に向けて、意欲ある層の能力発揮を可能にする環境整備と、支援が必要な層へのセーフティネットの整備の両面に配慮した内容となっています。

新たな高齢社会対策大綱の概要（平成30年2月16日閣議決定）

<p>○高齢社会対策大綱</p> <p>【法的根拠】 ・政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針（高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）第6条）</p> <p>【改定の経緯】 ・旧大綱の規定（5年後に見直し）に基づき、高齢社会対策会議（会長：総理）で見直しを決定 ・平成29年6月～10月に有識者会議を開催【座長：清家 篤（慶應義塾大学 商学部教授（前塾長）（役職は開催当時））】</p>	<p>第2 分野別の基本的施策（主な施策） ※ニッポン一億総活躍プラン、働き方改革実行計画、新しい経済政策パッケージ等との連携</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="805 1279 1102 1525"> <p>1. 就業・所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備 副業・兼業の普及促進、リカレント教育の抜本的拡充、高齢期の起業支援、公務員の定年引き上げの検討 ○公的年金制度の安定的運営 年金の受給時期の選択肢の拡大（70歳以降）の検討 ○資産形成等の支援 iDeCo等私的年金制度等の普及、高齢期にふさわしい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護 </td> <td data-bbox="1102 1279 1402 1559"> <p>4. 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かで安定した住生活の確保 リバースモーゲージの普及、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進 ○高齢社会に適したまちづくりの総合的推進 「生涯活躍のまち」づくり、バリアフリー環境の整備、コンパクト・プラス・ネットワークの推進 ○交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 運転免許制度の見直しの検討等高齢運転者の特性を踏まえた対策推進、安全運転サポート車の普及啓発 ○成年後見制度の利用促進 地域連携ネットワークの構築、欠格条項の見直し </td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1536 1102 1872"> <p>2. 健康・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりの総合的推進 健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを適した健康づくり・スポーツ活動 ○持続可能な介護保険制度の運営 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現） 介護職員の処遇改善、介護サービスの質の向上 ○持続可能な高齢者医療制度の運営 ○認知症高齢者支援施策の推進 新オレンジプラン等による適時適切な医療介護 ○人生の最終段階における医療の在り方 相談に適切に対応できる人材の育成、国民向けの情報提供 ○住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進 </td> <td data-bbox="1102 1570 1402 1827"> <p>5. 研究開発・国際社会への貢献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化 介護ロボットの開発、ゲノム科学、無人自動運転移動サービス ○研究開発等の推進と基盤整備 統計・制度の目的に応じ、年齢区分を70歳、75歳、80歳など細分化したきめ細かい現状分析官民データの利活用の推進 ○諸外国との知見や課題の共有 日本の介護を学び従事するアジア人材の拡大等、日本の知見の国際社会への展開、課題共有・連携強化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="805 1883 1102 2004"> <p>3. 学習・社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習活動の促進 多様な学び直し機会の提供、社会保障教育の促進、ICTリテラシー・サポート体制整備 ○社会参加活動の促進 </td> <td data-bbox="1102 1839 1402 2004"> <p>6. 全ての世代の活躍推進</p> <p>第3 推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数値目標等の設定 ○関係行政機関間の緊密な連携・協力 など </td> </tr> </table>	<p>1. 就業・所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備 副業・兼業の普及促進、リカレント教育の抜本的拡充、高齢期の起業支援、公務員の定年引き上げの検討 ○公的年金制度の安定的運営 年金の受給時期の選択肢の拡大（70歳以降）の検討 ○資産形成等の支援 iDeCo等私的年金制度等の普及、高齢期にふさわしい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護 	<p>4. 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かで安定した住生活の確保 リバースモーゲージの普及、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進 ○高齢社会に適したまちづくりの総合的推進 「生涯活躍のまち」づくり、バリアフリー環境の整備、コンパクト・プラス・ネットワークの推進 ○交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 運転免許制度の見直しの検討等高齢運転者の特性を踏まえた対策推進、安全運転サポート車の普及啓発 ○成年後見制度の利用促進 地域連携ネットワークの構築、欠格条項の見直し 	<p>2. 健康・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりの総合的推進 健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを適した健康づくり・スポーツ活動 ○持続可能な介護保険制度の運営 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現） 介護職員の処遇改善、介護サービスの質の向上 ○持続可能な高齢者医療制度の運営 ○認知症高齢者支援施策の推進 新オレンジプラン等による適時適切な医療介護 ○人生の最終段階における医療の在り方 相談に適切に対応できる人材の育成、国民向けの情報提供 ○住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進 	<p>5. 研究開発・国際社会への貢献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化 介護ロボットの開発、ゲノム科学、無人自動運転移動サービス ○研究開発等の推進と基盤整備 統計・制度の目的に応じ、年齢区分を70歳、75歳、80歳など細分化したきめ細かい現状分析官民データの利活用の推進 ○諸外国との知見や課題の共有 日本の介護を学び従事するアジア人材の拡大等、日本の知見の国際社会への展開、課題共有・連携強化 	<p>3. 学習・社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習活動の促進 多様な学び直し機会の提供、社会保障教育の促進、ICTリテラシー・サポート体制整備 ○社会参加活動の促進 	<p>6. 全ての世代の活躍推進</p> <p>第3 推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数値目標等の設定 ○関係行政機関間の緊密な連携・協力 など
<p>1. 就業・所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エイジレスに働ける社会の実現に向けた環境整備 副業・兼業の普及促進、リカレント教育の抜本的拡充、高齢期の起業支援、公務員の定年引き上げの検討 ○公的年金制度の安定的運営 年金の受給時期の選択肢の拡大（70歳以降）の検討 ○資産形成等の支援 iDeCo等私的年金制度等の普及、高齢期にふさわしい金融商品・サービスの提供、認知能力低下に対応した高齢投資家の保護 	<p>4. 生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かで安定した住生活の確保 リバースモーゲージの普及、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進 ○高齢社会に適したまちづくりの総合的推進 「生涯活躍のまち」づくり、バリアフリー環境の整備、コンパクト・プラス・ネットワークの推進 ○交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 運転免許制度の見直しの検討等高齢運転者の特性を踏まえた対策推進、安全運転サポート車の普及啓発 ○成年後見制度の利用促進 地域連携ネットワークの構築、欠格条項の見直し 						
<p>2. 健康・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりの総合的推進 健康寿命延伸に向けた取組、ライフステージを適した健康づくり・スポーツ活動 ○持続可能な介護保険制度の運営 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○介護サービスの充実（介護離職ゼロの実現） 介護職員の処遇改善、介護サービスの質の向上 ○持続可能な高齢者医療制度の運営 ○認知症高齢者支援施策の推進 新オレンジプラン等による適時適切な医療介護 ○人生の最終段階における医療の在り方 相談に適切に対応できる人材の育成、国民向けの情報提供 ○住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進 	<p>5. 研究開発・国際社会への貢献等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化 介護ロボットの開発、ゲノム科学、無人自動運転移動サービス ○研究開発等の推進と基盤整備 統計・制度の目的に応じ、年齢区分を70歳、75歳、80歳など細分化したきめ細かい現状分析官民データの利活用の推進 ○諸外国との知見や課題の共有 日本の介護を学び従事するアジア人材の拡大等、日本の知見の国際社会への展開、課題共有・連携強化 						
<p>3. 学習・社会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習活動の促進 多様な学び直し機会の提供、社会保障教育の促進、ICTリテラシー・サポート体制整備 ○社会参加活動の促進 	<p>6. 全ての世代の活躍推進</p> <p>第3 推進体制等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○数値目標等の設定 ○関係行政機関間の緊密な連携・協力 など 						
<p>第1 目的及び基本的考え方</p> <p>1. 大綱策定の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向はもはや現実的なものではなくつつあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来。 ・高齢化に伴う社会的課題に対応し、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境をつくる。 <p>2. 基本的考え方</p> <p>(1) 年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年齢区分でライフステージを画一化することの見直し ○誰もが安心できる「全世代型の社会保障」も見据える <p>(2) 地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多世代間の協力拡大や社会的孤立を防止 ○高齢者が安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくり <p>(3) 技術革新の成果※が可能にする新しい高齢社会対策を志向する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢期の能力発揮に向けて、新技術が新たな視点で、支障となる問題（身体・認知能力等）への解決策をもたらす可能性に留意 							
<p>（※）政府では、「Society5.0」、すなわち、「サイバー空間の積極的な活用を中心とした取組を通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の社会」の実現に取り組むこととしている。（経済財政運営と改革の基本方針2017、平成29年6月9日）</p>							

出典：内閣府

(3) 社会福祉法の改正

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月5日に成立し、同月12日に公布されました。

改正法は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、関連法として老人福祉法や介護保険法を含む改正となっています。

また、地域共生社会の実現を目指し、社会福祉全般及び高齢者・介護保険政策の理念として下記の通り、「地域共生社会」の位置づけが行われました。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
 - ①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
 - ②市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
 - ③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
 - ①介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
 - ②医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
 - ③社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
 - ①介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
 - ②有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
 - ③介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

出典：厚生労働省

(4) 基本指針に定める事項

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」）」は、自治体が「介護保険事業（支援）計画」を策定する際のガイドライン的役割を果たすものであり、計画骨子を構成し、本計画への記載事項が示されています。

第8期の改正では、近年の高齢社会対策大綱や認知症施策推進大綱の改定、広範囲に及ぶ社会福祉法の改正などの制度変更を受けるとともに、近年の災害状況や感染症の影響を受けており、介護保険事業計画の作成に関する事項としては下記のとおりとなります。

基本指針の市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

1 計画の作成に関する基本的事項

- 基本理念，達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化，施策の達成状況の評価等
- 要介護者等地域の実態の把握
- 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- 2025年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標
- 目標の達成状況の点検，調査及び評価等並びに公表
- 日常生活圏域の設定
- 他の計画との関係

2 基本的記載事項

- 日常生活圏域
- 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 被保険者の地域における自立した日常生活の支援，要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

3 任意記載事項

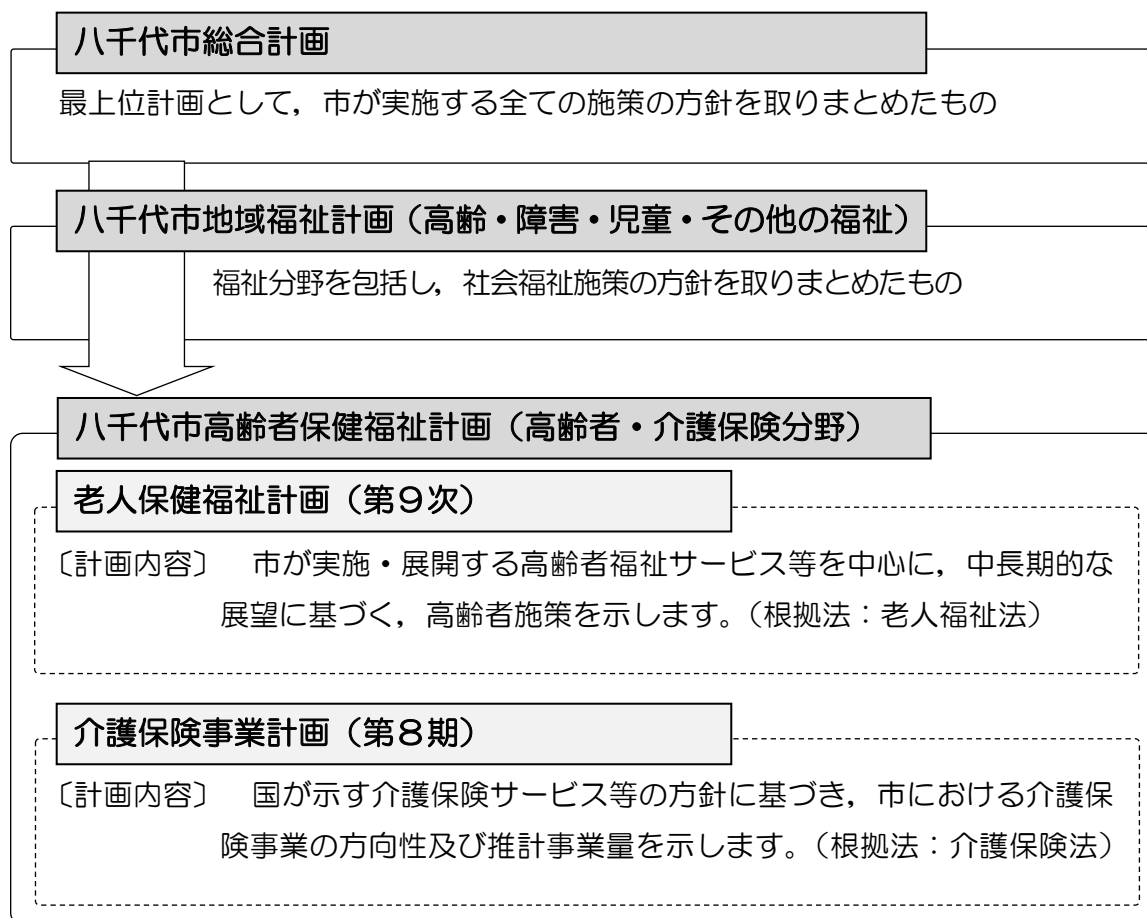
- 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
- 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- 認知症施策の推進
- 災害及び感染症に対する備えの検討
- 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項など

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠

(1) 上位計画との整合性

本計画の役割（法的根拠）及び、上位計画との関係は、次の通りとなります。



(2) 計画期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総合計画	第4次				第5次				
地域福祉計画	—				第1次				
老人保健福祉計画	第7次		第8次			第9次			
介護保険事業計画	第6期		第7期			第8期			

第2節 計画の策定方法

(1) 計画策定の体制

① 八千代市介護保険事業運営協議会による検討

広く意見を聴取するために、介護保険被保険者、学識経験者、保健・医療及び福祉の関係者、介護サービス事業者で構成し、策定にあたっての意見交換及び審議を行いました。

なお、市ホームページで議事録を掲載しています。

開催日		議題
第1回	令和2年8月7日	・八千代市高齢者保健福祉計画(第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)の令和元年度実績について ・八千代市高齢者等の保健福祉・介護保険ニーズ調査結果報告書について ・次期計画について
第2回	令和2年10月29日	・八千代市高齢者保健福祉計画(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)(骨子案)について
第3回	令和2年12月3日	・八千代市高齢者保健福祉計画(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)(素案)について
第4回	令和3年2月1日	・パブリックコメントの実施結果について ・八千代市高齢者保健福祉計画(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)(原案)について

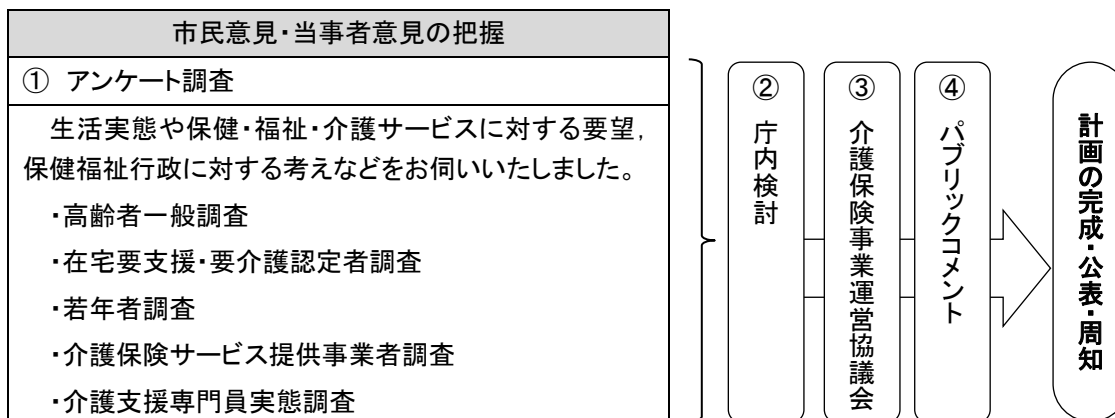
② 庁内組織による検討

策定期間中の事務局は長寿支援課に置き、全体調整及び関係課との施策調整を図り、基本理念・目標の設定を行うとともに、計画に掲げた事業の進捗状況を確認・検証しました。

(2) 市民意見・当事者意見の把握

次の通り、アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、意見や要望等を収集する機会を設けました。なお、意見は基礎資料として策定の工程に取り込みました。

① 市民意見・当事者意見の把握の流れ



② パブリックコメントの実施

	内 容
意見募集期間	令和2年12月15日(火)～令和3年1月14日(木)
公表場所	市役所本庁舎, 支所・連絡所, 公民館, 図書館, 市ホームページ
意見を提出できる人	①市内に住所を有する方 ②市内に事務所・事業所を有する方 ③市内に通勤・通学している方 ④本計画に関し利害関係のある方
提出方法	書面の持参, 郵送, ファクシミリ, 電子メール
説明会	令和2年12月20日(日)午前10時00分から 市役所本庁舎別館2階第1・2会議室

第3節 推進体制の確保

(1) 推進体制の構築

① 庁内体制の構築

本計画に掲げた施策を全庁的に推進するため、施策の進行管理を行うとともに、必要に応じて施策を見直し、事業を推進します。また、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、庁内の関係部門や介護保険事業者、医療機関等との連携をさらに深めていきます。

② 進行管理の実施

本計画は、3年毎に計画を策定しますが、各年度においてもその進捗状況の点検・評価を的確に行っていく必要があります。

そのため、庁内関係課及び関係機関は、本計画の進捗状況等の点検・評価を行い、事業の適切な進行管理と状況に応じた計画の適正化を図ります。

③ 保険者機能の強化に係る指標の管理

介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る指標を設定し、サービスの適切な実施を促します。

また、設定された指標は、財政的インセンティブの位置づけを有するものとし、国・千葉県への報告事項とします。

(2) 市民への情報提供と計画への参画

① 市民への情報提供

本市広報紙や本市公式サイト、その他の媒体を通じて、高齢者福祉や介護保険制度に係る情報提供を行います。

また、サービス利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、窓口対応やパンフレットの配布及びサービス情報を本市公式サイト等に掲載し、利用者に周知します。

② 計画推進への参画

地域包括支援センターをはじめとして、医療、介護、ボランティアなどの地域住民とともに、地域ケア会議や、生活支援、在宅医療・介護連携に関する様々な会議体において地域の課題を明らかにし、施策に反映できるよう広く計画推進への参画を図ります。

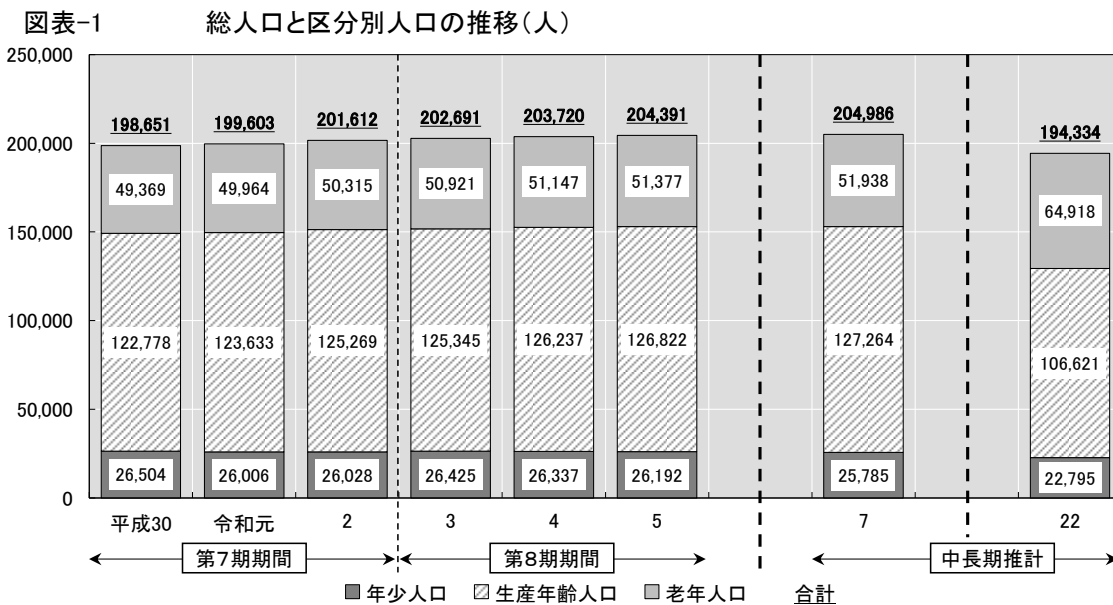
第3章 高齢者を取り巻く現況と課題

第1節 高齢者に係る実績と推計

(1) 人口及び高齢者の動態

① 総人口と区分別人口

総人口は、本計画期間中においては増加傾向にあり、令和7年(2025年)には約205,000人、その後減少に転じ、令和22年(2040年)には約194,300人となる見込みです。



出典：(第6・7期)住民基本台帳，(第8期・中長期推計)「八千代市人口ビジョン」(年度の中央値補正)

なお、区分別人口割合では、近年の人口増加に伴い、将来的な人口構成も変化することが予測され、本計画期間中においては老年人口割合の上昇の鈍化と、生産年齢人口割合の微増、年少人口割合の減少が鈍化する見込みです。

図表-2 区分別人口の構成割合の推移(%)

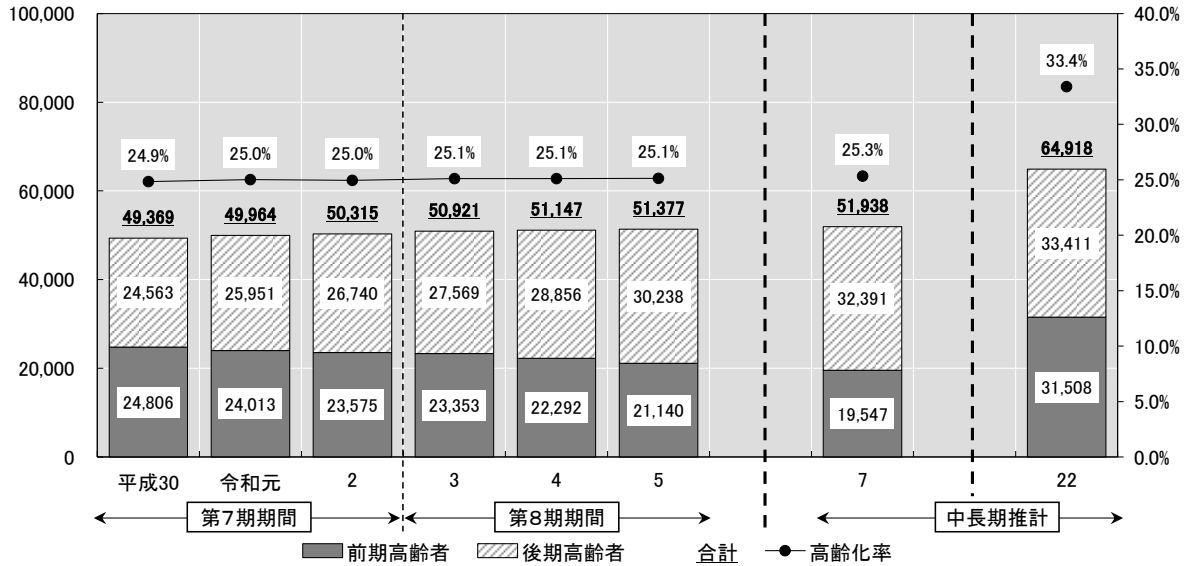
区分	第6期			第7期			第8期			推計	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
老年人口	23.8	24.3	24.6	24.9	25.0	25.0	25.1	25.1	25.1	25.3	33.4
生産年齢人口	62.0	61.8	61.8	61.8	62.0	62.1	61.9	62.0	62.1	62.1	54.9
年少人口	14.2	13.9	13.6	13.3	13.0	12.9	13.0	12.9	12.8	12.6	11.7

出典：(第6・7期)住民基本台帳，(第8期・中長期推計)「八千代市人口ビジョン」(年度の中央値補正)

② 高齢者人口と高齢化率

高齢者の人口は増加傾向にある中、令和2年では50,315人、高齢化率は25.0%となっており、令和7年（2025年）には約51,900人、25.3%、その後、団塊ジュニア世代が高齢期に入ることによって令和22年（2040年）には約64,900人、33.4%となる見込みです。

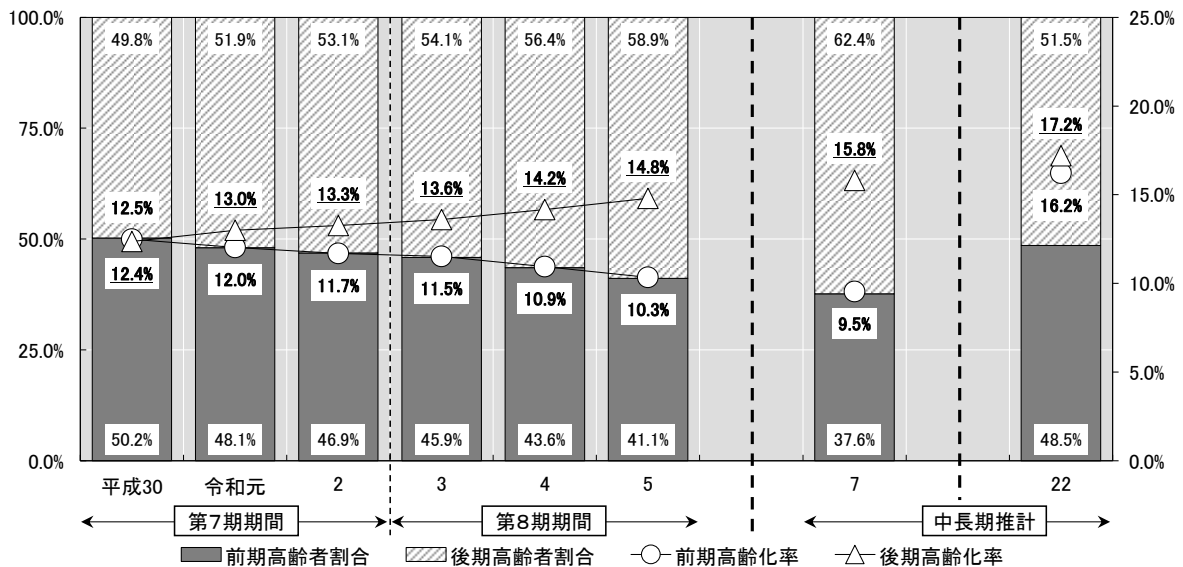
図表-3 前期・後期高齢者人口と高齢化率の推移(人)



出典：(第6・7期)住民基本台帳、(第8期・中長期推計)「八千代市人口ビジョン」(年度の中央値補正)

令和元年に割合が逆転した前期・後期高齢者についても、令和22年（2040年）を見ると再び前期高齢者は増加する見込みです。

図表-4 前期・後期高齢者人口の構成割合及び高齢化率の推移



出典：(第6・7期)住民基本台帳、(第8期・中長期推計)「八千代市人口ビジョン」(年度の中央値補正)

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯は増加を続けており全体の38.5%を占めています。これに伴い、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯も急速に増加しています。

図表-5 高齢者世帯状況の推移

区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総世帯	68,609	74,765	78,280
高齢者のいる世帯	19,853 (28.9%)	25,161 (33.7%)	30,165 (38.5%)
ひとり暮らし世帯	3,917 (5.7%)	5,584 (7.5%)	7,848 (10.0%)
高齢者夫婦世帯	4,788 (7.0%)	6,906 (9.2%)	8,813 (11.3%)

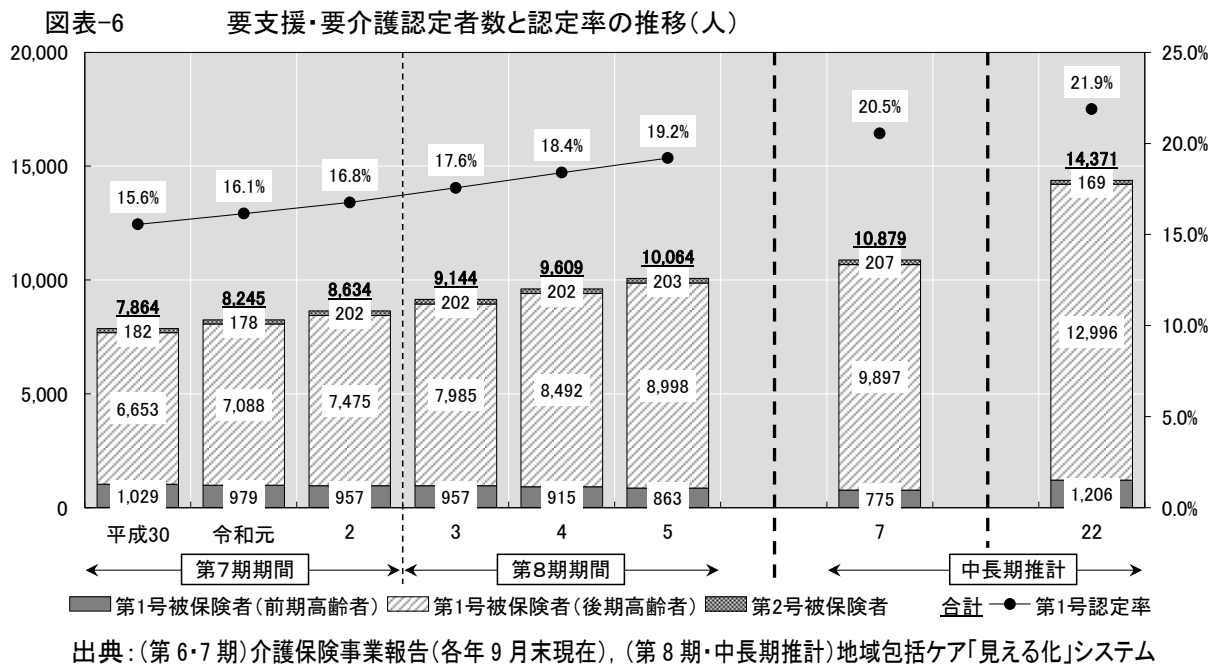
出典：国勢調査（各年10月1日時点）

第2節 要介護認定・給付の実績と推計

(1) 要支援・要介護認定者と認定率推移

要支援・要介護認定者数は、高齢者人口の増加とともに増加傾向にあり、令和7年(2025年)には10,879人、令和22年(2040年)には14,371人となる見込みです。

特に後期高齢者の認定者数は、令和7年(2025年)には9,897人、令和22年(2040年)には12,996人となる見込みです。



要支援・要介護認定者に占める後期高齢者の割合は、令和7年(2025年)以降、減少に転じる見込みです。

図表-7 1号被保険者の要支援・要介護認定者に占める前期・後期高齢者割合の推移(人，%)

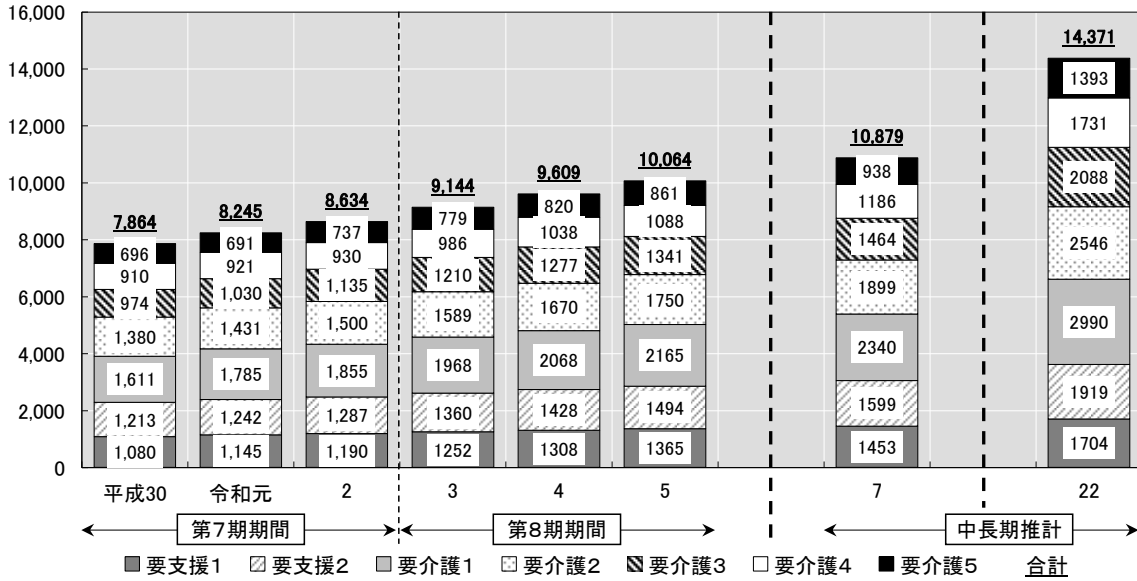
区分	第6期			第7期			第8期			推計	
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
認定者数	6,174	6,522	7,028	7,682	8,067	8,432	8,942	9,407	9,861	10,672	14,202
前期高齢者割合	15.6	15.1	14.5	13.4	12.1	11.3	10.7	9.7	8.8	7.3	8.5
後期高齢者割合	84.4	84.9	85.5	86.6	87.9	88.7	89.3	90.3	91.2	92.7	91.5

出典：(第6・7期)介護保険事業報告(各年9月末現在)，(第8期・中長期推計)地域包括ケア「見える化」システム

(2) 要支援・要介護認定者及び給付費の推移

認定者数は一貫して増加傾向にあり、令和2年では、要介護1が全体の21.5%（1,855人）で一番多くを占めています。また、要支援1・2の認定者で28.7%（2,477人）を占めており、令和7年（2025年）には28.1%（3,052人）、令和22年（2040年）には25.2%（3,623人）となる見込みです。

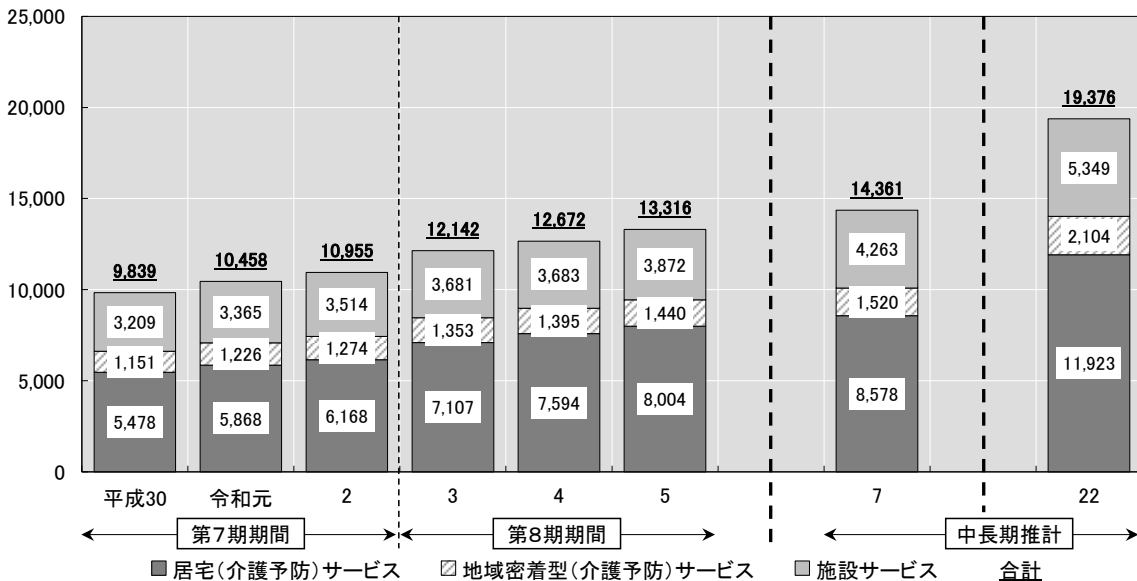
図表-8 要支援・要介護度別認定者数の推移(人)



出典：(第6・7期)介護保険事業報告(各年9月末現在), (第8期・中長期推計)地域包括ケア「見える化」システム

サービス別給付費の推移は要介護認定者数の増加とともに増加しております。

図表-9 サービス別給付費の推移(百万円)



出典：(第6・7期)介護保険事業報告(各年9月末現在), (第8期・中長期推計)地域包括ケア「見える化」システム

第3節 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の実施

本調査は、八千代市内の高齢者等の生活状況や保健福祉・介護保険に関する意見・要望を把握し、今後の高齢者保健福祉行政のより一層の計画的かつ効果的な推進と新しい介護保険事業計画策定のために実施したものです。

■ アンケート調査の概要

区分	調査対象	対象者数	有効回収数	有効回収率
①高齢者一般	八千代市内に在住の65歳以上の方から無作為抽出	3,000人	1,843	61.4%
②在宅要支援・要介護認定者	八千代市内に在住の、在宅で要支援・要介護認定を受けている方から無作為抽出	1,969人	994	50.5%
③若年者	八千代市内に在住の40歳以上65歳未満の方から無作為抽出	2,000人	743	37.2%
④介護保険サービス提供事業者	八千代市内で介護保険サービス事業所を運営している法人	-	92	-

(2) 調査の活用

各調査結果は、次の通りの集計・分析等を行い、計画策定の基礎資料とします。

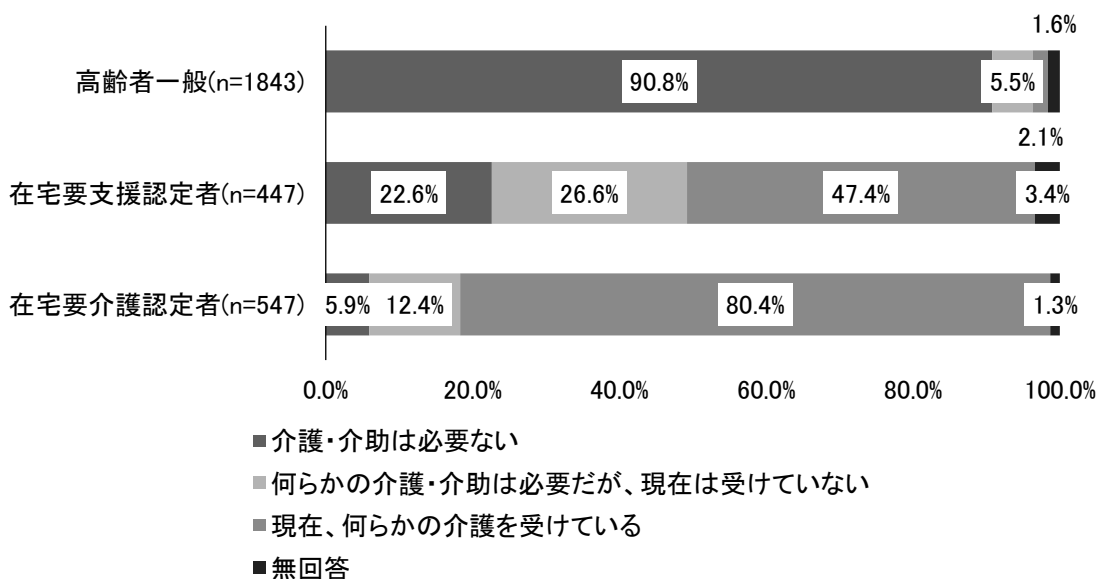
区分	経年比較	単純集計	クロス集計	その他	
①高齢者一般	○	○	○	・地域包括ケア「見える化」システム	・機能リスク判定 ・老研式活動能力指標
②在宅要支援・要介護認定者	○	○	○	-	・機能リスク判定 ・老研式活動能力指標
③若年者	○	○	○	-	-
④介護保険サービス提供事業者	○	○	○	-	-
⑤介護支援専門員実態調査		○	○	-	-

(3) 調査の結果概要

① 家族や生活状況について

介護・介助の状況については，【高齢者一般】では「介護・介助は必要ない」が最も多くなっていますが，【在宅要支援認定者】と【在宅要介護認定者】では「現在、何らかの介護を受けている」が最も多くなっています。

図表-10 介護・介助の状況



「介護・介助は必要ない」以外を回答した人に対し，介護・介助が必要になった主な原因について聞いたところ，【高齢者一般】では「関節の病気（リウマチ等）」が，【在宅要支援認定者】では「骨折・転倒」が，【在宅要介護認定者】では「認知症(アルツハイマー病等)」が最も多くなっています。

図表-11 介護・介助が必要になった主な原因

	回答者 (人)	脳卒中(脳出血・脳梗塞等)	心臓病	がん(悪性新生物)	呼吸器の病気(肺炎腫・肺炎等)	関節の病気(リウマチ等)	認知症(アルツハイマー病等)
高齢者一般	140	11.4	12.9	8.6	7.9	16.4	9.3
在宅要支援認定者	331	10.6	15.1	8.5	7.3	18.7	3.3
在宅要介護認定者	508	22.2	10.0	7.5	5.1	8.7	27.6

	回答者 (人)	パーキンソン病	糖尿病	腎疾患(透析)	視覚・聴覚障害	骨折・転倒	脊椎損傷
高齢者一般	140	1.4	8.6	1.4	6.4	14.3	10.0
在宅要支援認定者	331	2.4	10.0	2.7	8.5	27.8	15.4
在宅要介護認定者	508	5.3	11.8	3.9	8.9	22.6	5.3

	回答者 (人)	高齢による衰弱	その他	不明	無回答
高齢者一般	140	12.1	10.7	0.0	15.7
在宅要支援認定者	331	19.0	16.3	0.9	5.7
在宅要介護認定者	508	21.1	12.4	0.4	4.7

(単位：%)

<在宅要支援・要介護者>

「現在、何らかの介護を受けている」と回答した人に対し、主な介護・介助者が行っている介護等について聞いたところ、【在宅要支援認定者】と【在宅要介護認定者】のどちらも「掃除・洗濯・買物等」と「外出の付き添い、送迎等」が上位2項目となっていますが、3～5位は以下のようになっており、違いがみられます。

図表-12 主な介護・介助者が行っている介護等

	回答者 (人)	屋内の移 乗・移動	外出の付き添 い、送迎等	入浴・洗身	日中の排 泄	夜間の排 泄	食事の準備 (調理等)
在宅要支援認定者	212	6.1	② 44.8	11.3	0.0	0.0	④ 26.4
在宅要介護認定者	440	25.5	② 69.3	53.6	21.6	21.8	③ 66.6

	回答者 (人)	食事の介護 (食べる時)	服薬	認知症へ の対応	衣服の着 脱	身だしなみ(洗 顔・歯磨き等)	ごみ出し
在宅要支援認定者	212	0.0	4.7	1.9	3.8	2.8	③ 32.5
在宅要介護認定者	440	20.7	51.4	25.0	37.0	27.3	56.6

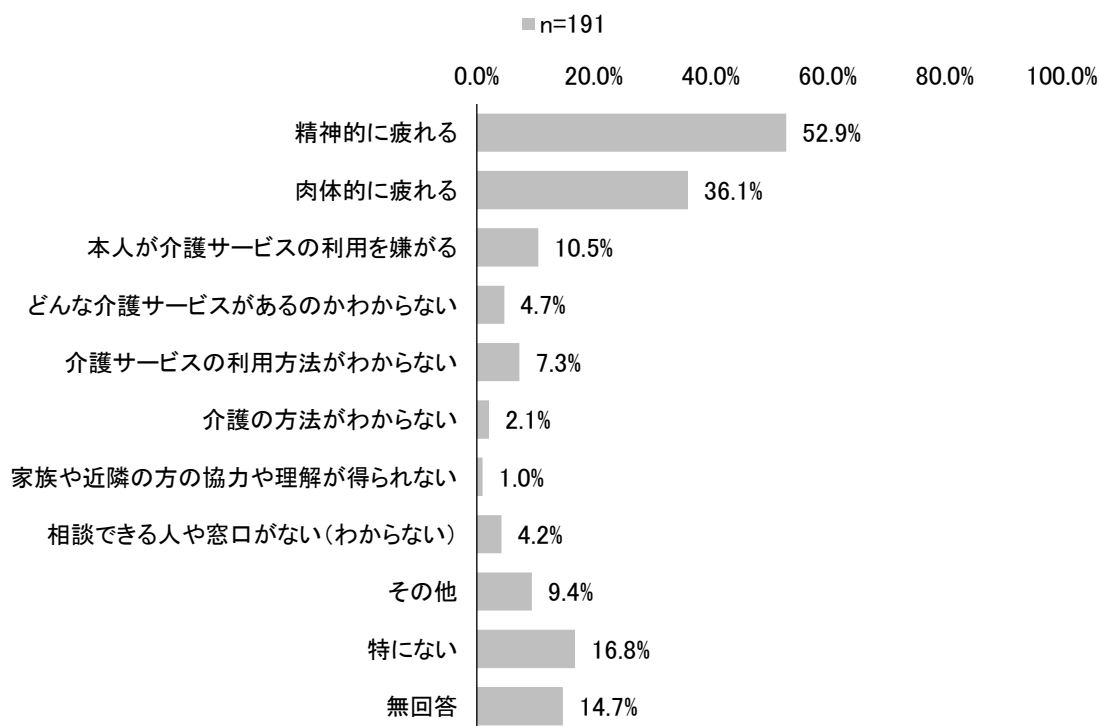
	回答者 (人)	掃除・洗 濯・買物等	医療面で の対応	金銭管理や 生活面に必 要な諸手続	その他	わからない	無回答
在宅要支援認定者	212	① 71.7	21.7	⑤ 25.9	3.3	0.0	5.7
在宅要介護認定者	440	① 75.5	⑤ 64.5	④ 66.1	2.7	0.0	2.3

(単位：%) (①～⑤は1位～5位を示す)

<高齢者一般>

「介護・介助していない」以外を回答した人に対し、介護・介助を行う上で困っていることについて聞いたところ、「精神的に疲れる」(52.9%)が半数を超えて最も多く、次いで「肉体的に疲れる」(36.1%)が多くなっています。

図表-13 介護・介助を行う上で困っていること

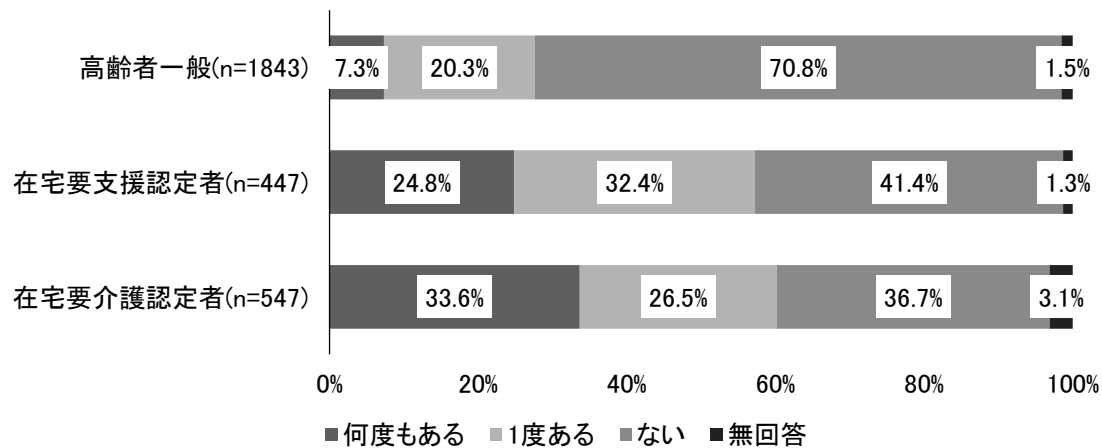


② 転倒への不安について

最近1年間の転倒経験については、【高齢者一般】，【在宅要支援認定者】，【在宅要介護認定者】のいずれでも「ない」が最も多くなっています。

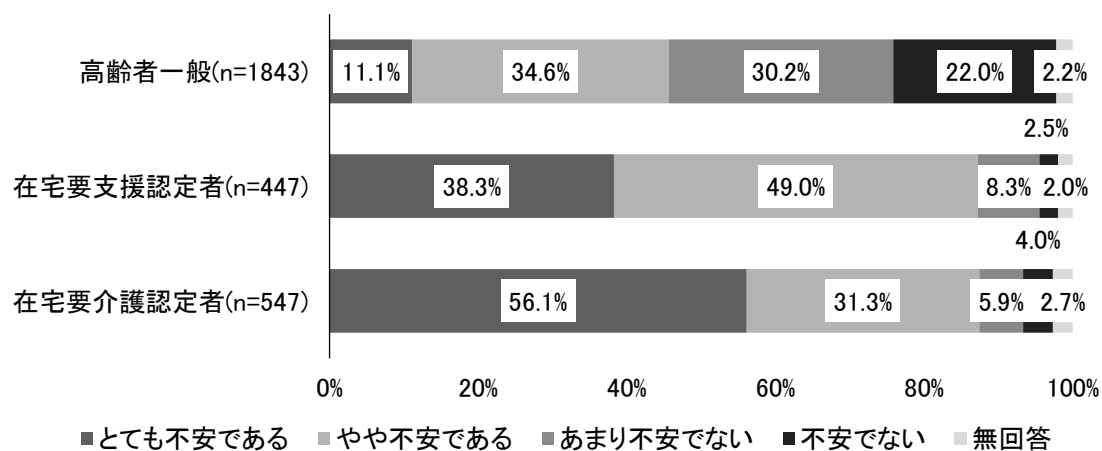
しかし、「何度もある」と「ある」を合わせた『ある』層は、【高齢者一般】では27.6%となっているのに対し、【在宅要支援認定者】では57.2%，【在宅要介護認定者】では60.1%となっており、多くなっています。

図表-14 最近1年間の転倒経験



転倒への不安について、「とても不安である」と「やや不安である」を合わせた『不安である』層は、【高齢者一般】（45.7%）では半数に達していない一方、【在宅要支援認定者】（87.3%）と【在宅要介護認定者】（87.4%）では8割台後半となっています。特に、【在宅要介護認定者】では「とても不安である」が半数を超え、多くなっています。

図表-15 転倒への不安

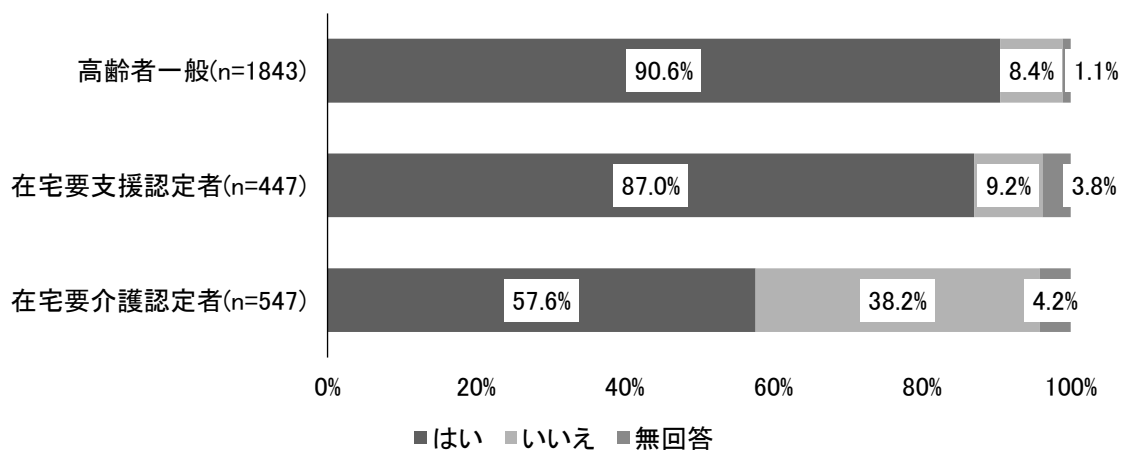


③ 毎日の生活について

健康についての記事や番組への関心の有無については、【高齢者一般】、【在宅要支援認定者】、【在宅要介護認定者】のいずれでも「はい」の方が多くなっています。

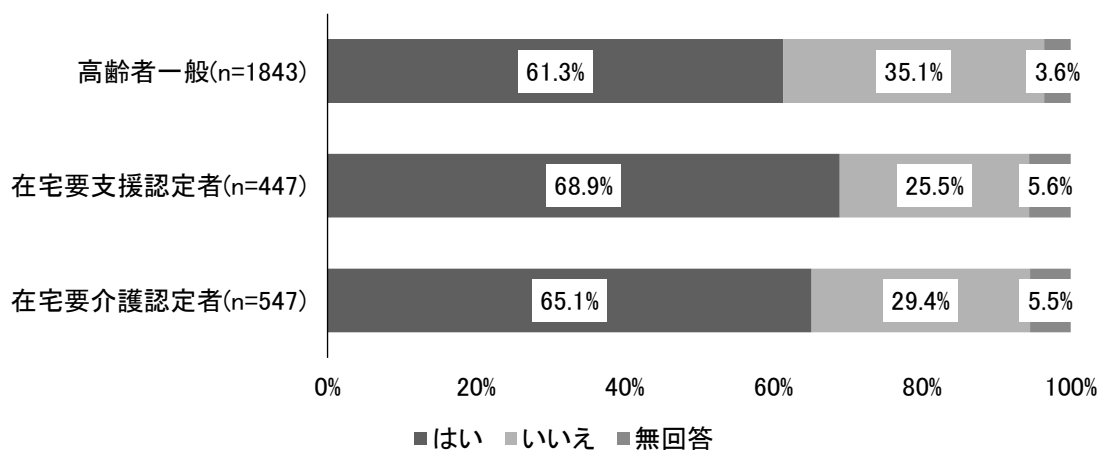
しかし、【高齢者一般】と【在宅要支援認定者】では「はい」が9割前後となっているのに対し、【在宅要介護認定者】では5割台後半となっています。

図表-16 健康についての記事や番組への関心の有無



介護予防への取り組みの状況については、【高齢者一般】、【在宅要支援認定者】、【在宅要介護認定者】のいずれでも「はい」の方が多くなっています。

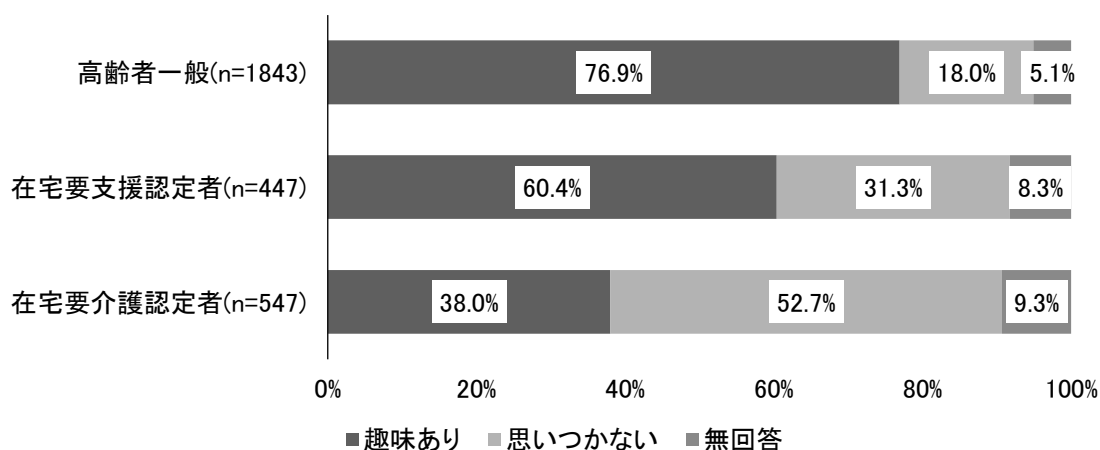
図表-17 介護予防への取り組みの状況



趣味については、【高齢者一般】と【在宅要支援認定者】では「趣味あり」の方が多くなっていますが、【在宅要介護認定者】では「思いつかない」の方が多くなっています。

また、「趣味あり」は【高齢者一般】では76.9%、【在宅要支援認定者】では60.4%、【在宅要介護認定者】では38.0%となっており、要介護度が上がるにつれて減少しています。

図表-18 趣味



生きがいについては、【高齢者一般】では「個人で行う趣味」、【在宅要支援認定者】では「知人との交流」、【在宅要介護認定者】では「思いつかない」が最も多くなっています。

図表-19 生きがい

	回答者 (人)	仕事	個人で行 う趣味	知人との 交流	サークルや クラブ活動	日常生活	その他
高齢者一般	1,843	15.0	40.2	36.0	20.3	31.0	5.4
在宅要支援認定者	447	3.4	27.3	32.9	16.3	28.6	6.3
在宅要介護認定者	547	2.4	13.2	16.8	7.9	22.7	9.7

	回答者 (人)	思いつか ない	無回答
高齢者一般	1,843	7.3	3.1
在宅要支援認定者	447	16.6	5.6
在宅要介護認定者	547	37.7	7.1

(単位：%)

④ たすけあいについて

相談相手については、【高齢者一般】では「そのような人はいない」が、【在宅要支援認定者】と【在宅要介護認定者】では「ケアマネジャー」が最も多くなっています。

図表-20 相談相手

	回答者 (人)	自治会・町内 会・老人クラブ	社会福祉協議 会・民生委員	ケアマネジ ャー	医師・歯科医 師・看護師	薬剤師	地域包括支援セ ンター・市役所
高齢者一般	1,843	6.9	6.6	3.9	26.4	5.3	14.9
在宅要支援認定者	447	3.6	9.6	40.7	25.7	7.6	29.8
在宅要介護認定者	547	2.2	6.8	61.1	22.7	5.5	13.7

	回答者 (人)	その他	そのような 人はいない	無回答
高齢者一般	1,843	5.7	41.5	11.0
在宅要支援認定者	447	4.3	19.2	9.8
在宅要介護認定者	547	5.9	20.5	7.3

(単位：%)

<在宅要支援・要介護者>

【在宅要支援認定者】及び【在宅要介護認定者】の近所の人に手助けしてほしいことについては、【在宅要支援認定者】・【在宅要介護認定者】ともに「特にない」が最も多くなっています。それ以外では、どちらでも「災害時の避難支援」が多くなっています。

図表-21 手助けの希望・状況等

	回答者 (人)	安否確認 の声かけ	話し相手	悩み事、心 配事の相談	買物	ごみ出し	食事の提供、調 理の手伝い
在宅要支援認定者	447	18.1	15.9	5.6	4.7	6.7	1.6
在宅要介護認定者	547	17.9	13.7	6.0	2.6	4.4	2.2

	回答者 (人)	家のまわりの 掃除、草取り	通院等外出 時の付き添い	自治会の掃除 当番等の軽減	短時間の 留守番	災害時の 避難支援	特にない
在宅要支援認定者	447	13.0	3.1	10.3	0.4	25.3	31.1
在宅要介護認定者	547	6.2	3.5	6.9	0.7	23.4	38.4

	回答者 (人)	その他	無回答
在宅要支援認定者	447	1.3	11.2
在宅要介護認定者	547	2.2	11.7

(単位：%)

⑤ かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師を決めているかについて

<高齢者一般>

【高齢者一般】のかかりつけの医師・歯科医師・薬剤師を決めているかについては、すべての項目で「決めている（近所の診療所）」が最も多くなっています。

図表-22 かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師の状況

	回答者 (人)	決めている (近所の診療 所・薬局)	決めてい る(総合病 院)	その時々で変 えているので 決めている 決めている	減多に利用し ないので決め ていない	無回答
①医師	1,843	62.1	19.6	5.0	10.1	3.1
②歯科医師		74.6	3.3	3.6	12.2	6.3
③薬剤師		54.2	8.4	13.5	16.7	7.3

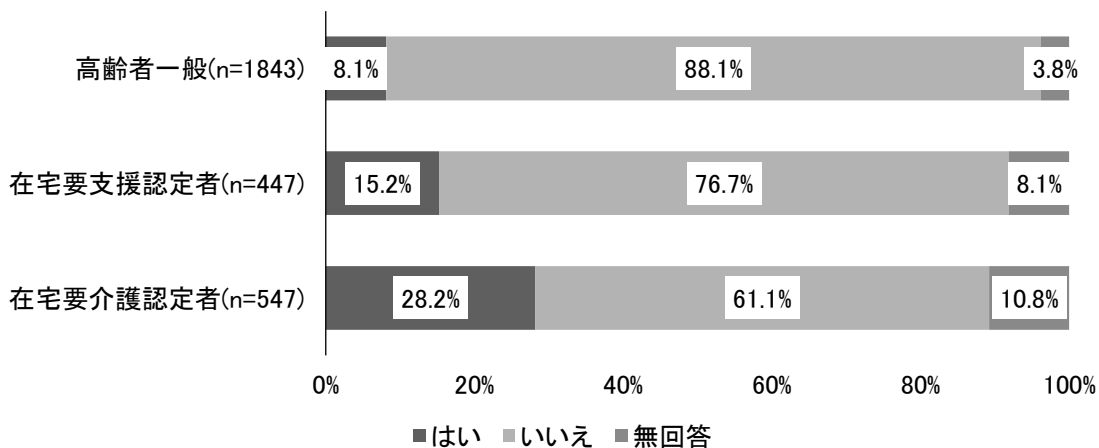
(単位：%)

⑥ 認知症の症状の有無について

認知症の症状のある人については、【高齢者一般】，【在宅要支援認定者】，【在宅要介護認定者】のいずれでも「いいえ」の方が多くなっています。

しかし、「はい」は【高齢者一般】では8.1%，【在宅要支援認定者】では15.2%，【在宅要介護認定者】では28.2%となっており、要介護度が上がるにつれて増加しています。

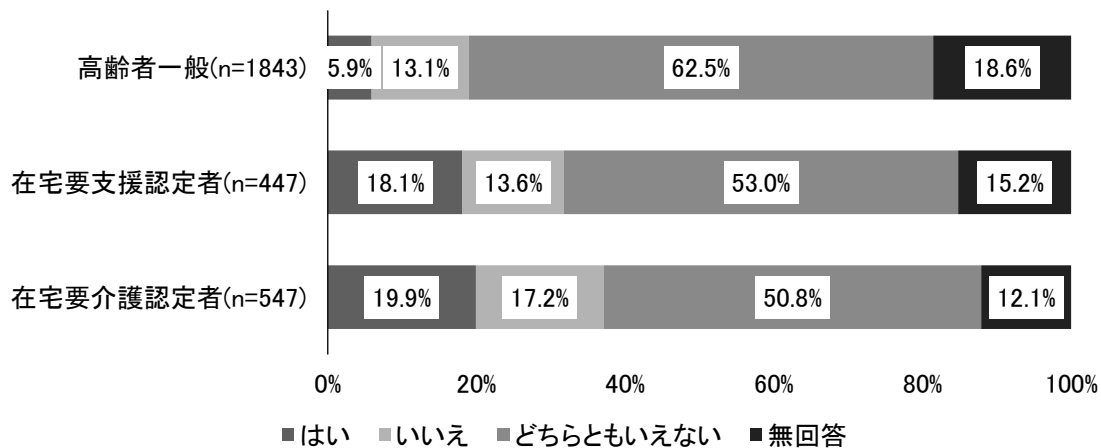
図表-23 認知症の症状のある人



⑦ 高齢者福祉の充実について

市の高齢者福祉サービスの充実については、【高齢者一般】では6割台前半、【在宅要支援認定者】と【在宅要介護認定者】では半数程度で、「どちらともいえない」が最も多くなっています。

図表-24 市の高齢者福祉サービスの充実



知っている高齢者福祉サービス等については、無回答を除くと、【高齢者一般】では「障害者等タクシー利用助成」と「高齢者運転免許証自主返納支援」、【在宅要支援認定者】と【在宅要介護認定者】では「介護用品購入費助成」と「障害者等タクシー利用助成」が上位2項目となっています。

図表-25 知っている高齢者福祉サービス等

	回答者 (人)	緊急通報 システム	配食サー ビス	ねたきり老 人福祉手当	重度認知症 高齢者手当	介護用品購 入費助成	障害者等タク シー利用助成
高齢者一般	1,843	⑤ 17.7	④ 18.1	4.2	2.8	③ 20.4	① 23.7
在宅要支援認定者	447	21.0	③ 26.0	4.0	3.1	① 36.0	② 31.3
在宅要介護認定者	547	⑤ 18.5	③ 27.2	5.7	3.5	① 37.5	② 37.1

	回答者 (人)	高齢者外 出支援	SOSネット ワーク	はいかい高 齢者家族支 援サービス	緊急一時 保護	日常生活 用具給付・ 貸与	避難行動 要支援者 登録
高齢者一般	1,843	4.7	2.7	2.8	2.4	14.8	3.3
在宅要支援認定者	447	6.9	2.2	3.4	3.4	⑤ 21.3	5.8
在宅要介護認定者	547	8.0	1.5	2.4	3.1	④ 22.7	5.7

	回答者 (人)	高齢者運転 免許証自主 返納支援	無回答
高齢者一般	1,843	② 23.2	45.1
在宅要支援認定者	447	④ 23.5	31.1
在宅要介護認定者	547	12.4	29.8

(単位：%) (①～⑤は1位～5位を示す)

力を入れてほしい施策については、【高齢者一般】，【在宅要支援認定者】，【在宅要介護認定者】のいずれでも「在宅生活を支援する制度の充実」が最も多くなっています。また、属性ごとの2～5位は以下のとおりです。

【高齢者一般】…「緊急時の連絡体制，非常時の避難・誘導支援の充実」，「認知症の方や家族の支援」，「声かけや安否確認など，地域で高齢者を見守る体制づくり」，「地域交通の整備」

【在宅要支援認定者】…「リハビリに関する事業」，「緊急時の連絡体制，非常時の避難・誘導支援の充実」，「声かけや安否確認など，地域で高齢者を見守る体制づくり」，「安全で快適な歩行空間の確保」

【在宅要介護認定者】…「認知症の方や家族の支援」，「リハビリに関する事業」，「緊急時の連絡体制，非常時の避難・誘導支援の充実」，「安全で快適な歩行空間の確保」

図表-26 力を入れてほしい施策

	回答者 (人)	定年後の 雇用拡充	生涯学習・ 生涯スポ ーツ等の 充実	社会参加 の場の支 援	サロン活 動などへ の支援	健康を維持する ための健康教 育や健康相談 等の事業	リハビリに 関する事 業
高齢者一般	1,843	12.7	15.5	10.3	6.5	17.0	17.7
在宅要支援認定者	447	3.4	7.6	5.4	6.5	15.4	② 32.0
在宅要介護認定者	547	5.9	4.6	2.9	2.0	12.1	③ 30.5

	回答者 (人)	在宅生活 を支援する 制度の充 実	認知症の 方や家族 の支援	声かけや安 否確認など， 地域で高 齢者を見 守る体制 づくり	成年後見制 度などの 権利を守 るための 施策の充 実	老人福祉 センター 等施設 の整備 と充実	福祉に関 する民間 企業・市 民団体の 育成
高齢者一般	1,843	① 40.3	③ 30.9	④ 29.6	6.1	21.6	9.9
在宅要支援認定者	447	① 38.9	21.0	④ 25.3	5.1	21.5	7.6
在宅要介護認定者	547	① 43.9	② 33.1	19.9	6.8	22.9	9.7

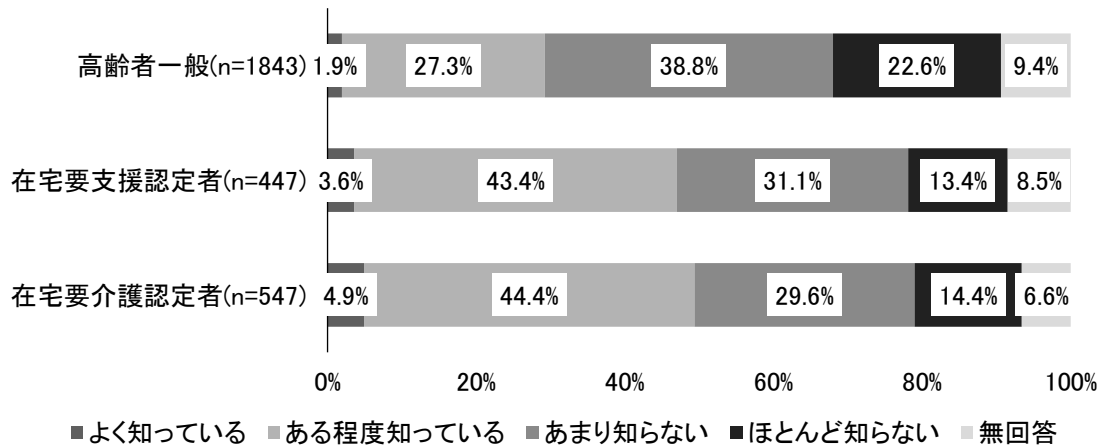
	回答者 (人)	高齢者向 け住宅制 度	地域交通 の整備	安全で快 適な歩行 空間の確 保	緊急時の連 絡体制， 非常時の 避難・誘 導支援の 充実	その他	無回答
高齢者一般	1,843	22.0	⑤ 28.1	24.4	② 32.2	2.8	16.1
在宅要支援認定者	447	17.0	23.3	⑤ 23.5	③ 30.6	2.2	18.1
在宅要介護認定者	547	18.3	18.6	⑤ 23.2	④ 27.4	4.0	18.1

(単位：%) (①～⑤は1位～5位を示す)

⑧ 介護保険制度・相談体制の認知度について

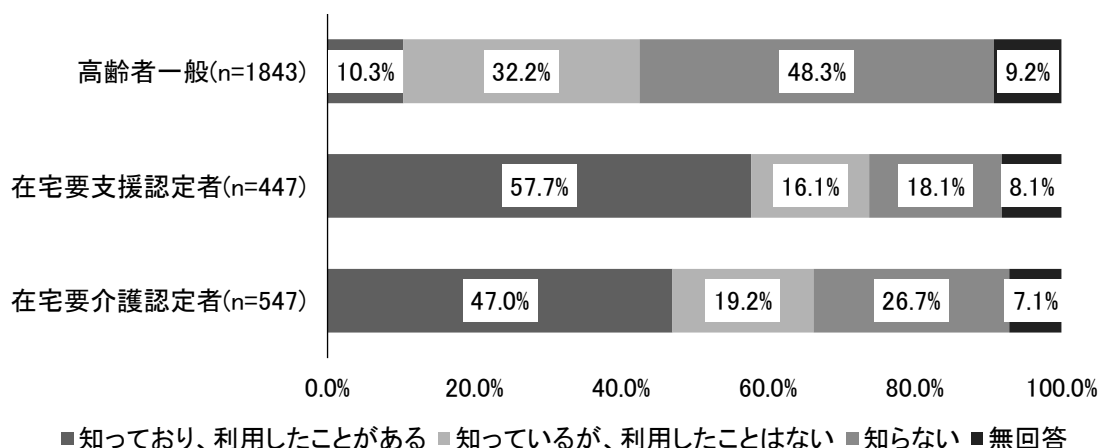
介護保険制度の認知度について、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせた『知っている』層が【高齢者一般】では29.2%となっていますが、【在宅要支援認定者】（47.0%）と【在宅要介護認定者】（49.3%）では4割台後半となっています。

図表-27 介護保険制度の認知度



地域包括支援センターの認知度について、【高齢者一般】では「知っており、利用したことがある」と「知っているが、利用したことはない」を合わせた『知っている』層（42.5%）が4割台前半となっていますが、【在宅要支援認定者】（73.8%）では7割、【在宅要介護認定者】（66.2%）では6割を超え、多くなっています。

図表-28 地域包括支援センターの認知度



⑨ サービスの利用状況・今後の利用意向について

＜在宅要支援認定者＞

【在宅要支援認定者】の介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況等については、無回答を除くと、[(1)利用しているサービス]では「わからない」が最も多くなっていますが、[(2)今後在宅生活の継続に必要と感じるサービス]では「移送サービス（介護・福祉タクシーなど）」が最も多くなっています。

図表-29 介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況等

	回答者 (人)	外出同行 (通院・買物など)	食品、生活 用品の配 達	見守り、声 かけ	ごみ出し	移送サービス (介護・福祉タ クシーなど)
(1)利用しているサービス	447	5.1	5.6	2.0	3.4	6.9
(2)今後在宅生活の継続に 必要と感じるサービス		15.2	14.5	10.5	11.0	20.8

	回答者 (人)	サロンなど の定期的な 通いの場	配食	わからない	その他	無回答
(1)利用しているサービス	447	3.1	2.9	32.9	2.5	46.5
(2)今後在宅生活の継続に 必要と感じるサービス		7.6	8.1	14.5	2.7	43.0

(単位：%)

<在宅要介護認定者>

【在宅要介護認定者】の介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況等については、【在宅要支援認定者】と同様に、無回答を除くと、[(1)利用しているサービス]では「わからない」が最も多くなっていますが、[(2)今後在宅生活の継続に必要と感じるサービス]では「移送サービス（介護・福祉タクシーなど）」が最も多くなっています。

図表-30 介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況等

	回答者 (人)	外出同行 (通院・買物など)	食品、生活 用品の配 達	見守り、声 かけ	ごみ出し	移送サービス (介護・福祉タ クシーなど)
(1)利用しているサービス	547	5.9	3.8	3.5	3.3	9.5
(2)今後在宅生活の継続に必要と感じるサービス		19.9	13.9	12.4	11.7	32.2

	回答者 (人)	サロンなど の定期的な 通いの場	配食	わからない	その他	無回答
(1)利用しているサービス	547	2.0	6.9	41.0	2.2	36.7
(2)今後在宅生活の継続に必要と感じるサービス		5.9	13.9	20.7	2.2	33.3

(単位：%)

第4章 基本理念及び施策の展開

第1節 基本理念及び施策の体系

(1) 基本理念

本市では、計画の策定に際しては引き続き、第7期計画の基本理念を継承し、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、全ての世代の市民とともに支え合いながらつくりあげていくことを目指します。

また、高齢者の地域での生活を支えるため、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ります。

【基本理念】

高齢者が生涯にわたり健やかで
安心した生活を営むことができるまちづくり

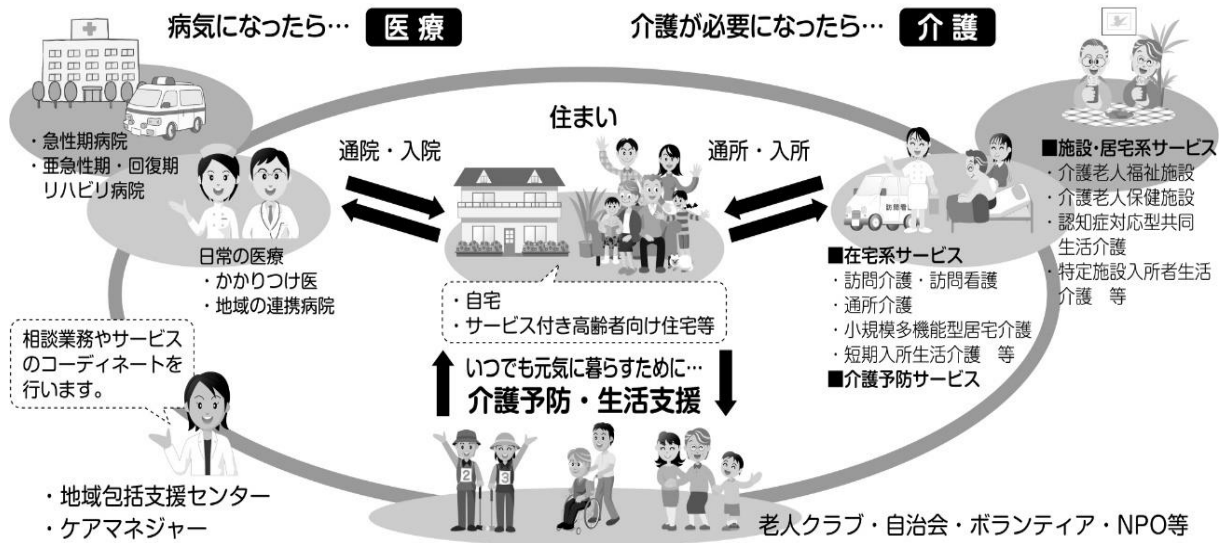
(2) 基本方針

団塊の世代が75歳以上となる2025年が近づく中、団塊ジュニア世代が65歳となる2040年に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域資源やマンパワーのさらなる活用とともに、医療、介護、福祉、生活支援、住まい、暮らし、介護予防、生きがいづくりを一体的に提供することが求められています。

本計画においては、引き続き地域医療や高齢者の自主活動等のまちの強みを活かしつつ、地域包括支援センター等の拠点からのアウトリーチ型（訪問型）の取り組み等、これまで取り組んできた高齢者福祉施策や介護保険事業等を進める中で、八千代市らしい地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

■ 2025年及び2040年を見据えた地域包括ケアシステムの姿

第5期計画より提唱された地域包括ケアシステムの構築に向け、従来より取組を推進してきたところであり、引き続き2025年（令和7年）及び2040年（令和22年）までの構築を目指します。第8期計画では、これまでの取組の成果を踏まえた施策展開を図るとともに、2025年（第9期計画期間）に向けた取組を引き続き推進します。



1. みんなで支えあう基盤づくり

高齢者が生涯を通じて、地域で安心して暮らし続けるために、地域包括支援センターの機能強化や地域ケア会議の推進をはじめ、関係機関・団体等との連携強化を図ります。また、高齢者の地域生活を支えるために、介護と医療の連携強化を図ります。

2. 心身の健康づくり

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、自主的・積極的な介護予防・健康づくりを促進します。また、心の豊かさや生きがいを持った暮らしにつながるように、高齢者の仲間づくりや社会参加の機会・場の充実を図ります。

3. 誰もが安心して暮らせるまちづくり

高齢者の人権を尊重し、虐待防止や権利擁護を推進します。特に、認知症高齢者に対しては、地域とともに見守れる仕組み・体制づくりに努めます。また、高齢者に配慮したまちづくりや多様な住まいの確保に努めます。

4. 介護保険サービス、多様な支援の充実

支援が必要な高齢者が必要な介護保険サービスや高齢者福祉サービス等の情報を受けられ、相談のできる体制づくりに努めます。また、地域資源・人材を活用した取り組みを進めます。

(3) 基本目標及び体系の設定

本計画では、基本理念の実現に取り組むため、第7期計画の目標を継承しつつ、介護保険制度改正に適切に対応するため、以下の5つの基本目標及び施策の体系を掲げます。

基本目標1 高齢者の社会参加の促進

元気な高齢者が、はつらつ・いきいきとした暮らしを続けていけるように、生きがいづくりの支援や社会参加の促進を行い、高齢者が生涯にわたり生活を楽しむことができるような社会の構築を進めます。

施策1 通い・集いの場の提供

施策2 地域で活躍できる場の提供

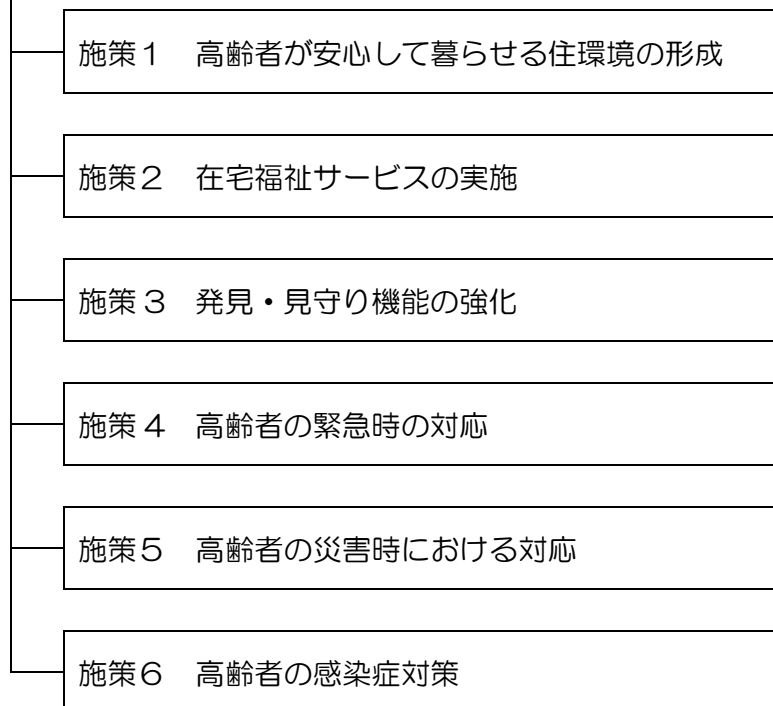
基本目標2 健康づくりの推進

生活習慣病やがん、その他の慢性疾患の重症化予防及び早期発見を促進するとともに、心身機能の低下を防止するための取り組みを行うことにより、健康寿命の延伸を図ります。

施策1 疾病の早期発見・早期治療及び生活習慣の見直し

基本目標3 住み慣れた地域で住み続けられる安心・快適な生活環境づくりの推進

地域包括ケア体制の重要な構成要素である高齢者が安心して暮らせる住まいの確保や在宅福祉サービス、高齢者の緊急時の対応、災害時の対応、感染症対策について推進していき、地域とともに高齢者を見守り、支える体制の確立を図ります。



基本目標4 介護予防の推進

高齢者が健康を保ち、そのひとに応じた自立した生活を可能な限り継続するために、介護予防への取組みの重要性を市民に広く周知し、より効果的な介護予防の方法の普及や場所の提供を行うことで、健康寿命の延伸を図ります。

※ 「各論2 第2章 第1節」に相当します。

基本目標5 住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援体制の構築

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域における包括的な相談支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症の高齢者への支援体制の構築等を一体的に行います。

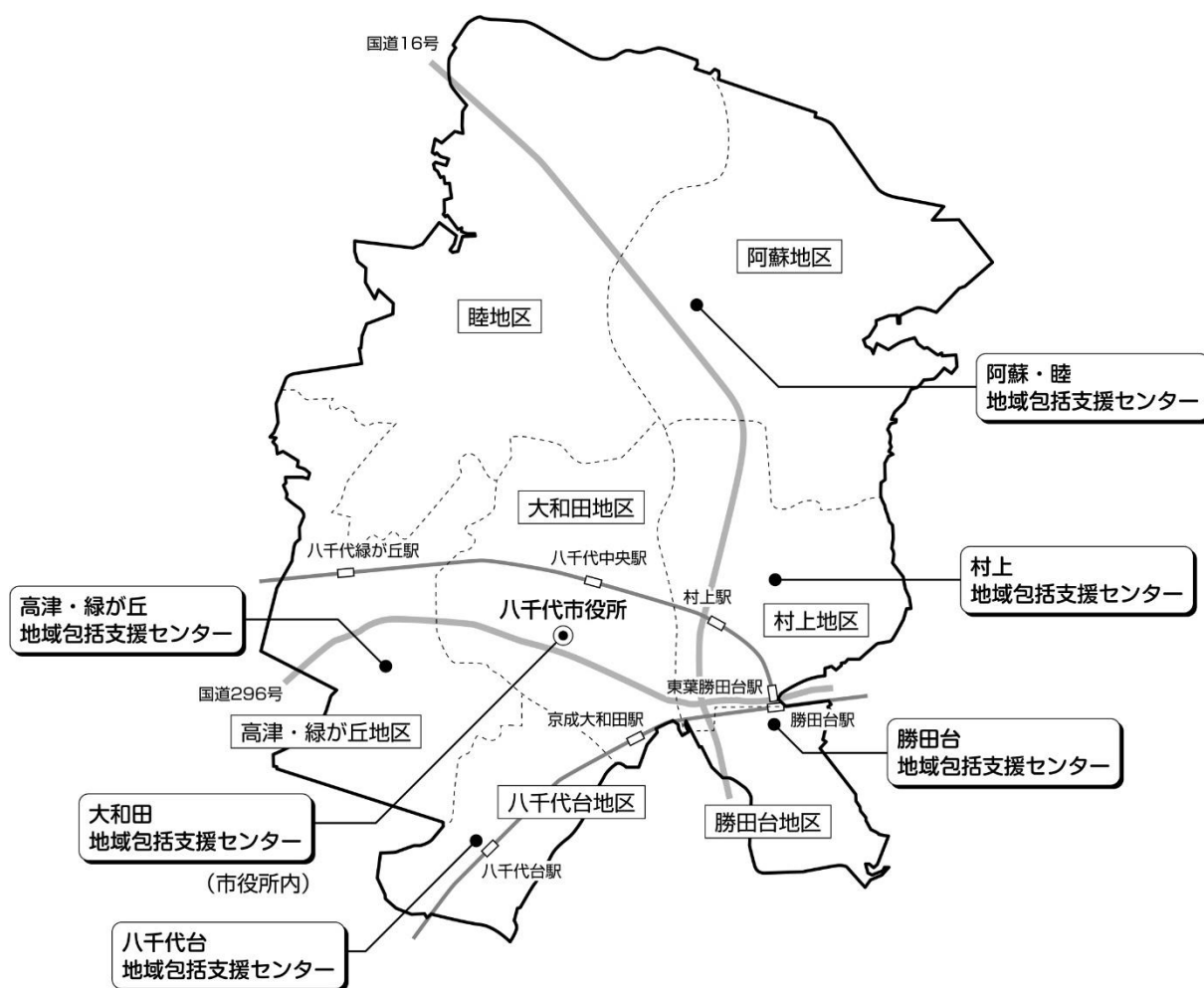
※ 「各論2 第2章 第2節・第3節」に相当します。

第2節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況等の条件を総合的に勘案して定めることとされています。

本市においては、人口規模や地域の歴史性、同一性を考慮して地域コミュニティを推進するための7つの地域区分が定められており、また、本計画の上位計画である八千代市地域福祉計画においても、同様の区分を地域の課題に取り組む生活圏域としています。

本計画では第3期計画より同様の区分で日常生活圏域を設定していることから、継続性にも配慮し、第8期計画においても引き続き同様の7つの日常生活圏域で設定します。



■ 日常生活圏域の地区割

日常生活圏域	地区
阿蘇地域	米本, 神野, 保品, 下高野, 米本団地, 堀の内, 上高野の一部(阿蘇中学校の学区内にある上高野)
村上地域	村上, 村上南, 下市場, 村上団地, 勝田台北, 上高野の一部(村上東中学校の学区内にある上高野)
睦地域	桑納, 麦丸, 桑橋, 吉橋, 尾崎, 島田, 神久保, 小池, 真木野, 佐山, 平戸, 島田台, 大学町
大和田地域	大和田, 萱田, 萱田町, ゆりのき台, 大和田新田の一部(萱田中学校, 大和田中学校の学区内にある大和田新田)
高津・緑が丘地域	高津, 高津東, 緑が丘, 緑が丘西, 高津団地, 大和田新田の一部(高津中学校, 東高津中学校の学区内にある大和田新田)
八千代台地域	八千代台東, 八千代台南, 八千代台西, 八千代台北
勝田台地域	勝田台, 勝田, 勝田台南

■ 日常生活圏域の高齢者等の状況

日常生活圏域	人口	高齢者人口	高齢化率
阿蘇地域	9,713 人	3,658 人	37.7%
村上地域	33,875 人	8,102 人	23.9%
睦地域	7,269 人	2,211 人	30.4%
大和田地域	50,219 人	10,053 人	20.0%
高津・緑が丘地域	50,201 人	10,832 人	21.6%
八千代台地域	34,132 人	9,908 人	29.0%
勝田台地域	16,203 人	5,551 人	34.3%
全体	201,612 人	50,315 人	25.0%

※ 令和2年9月末現在

※ 高齢化率＝高齢者人口÷人口×100

〈各論1〉

基本目標1	高齢者の社会参加の促進……………	38 p
基本目標2	健康づくりの推進……………	41 p
基本目標3	住み慣れた地域で住み続けられる安心・快適な 生活環境づくりの推進……………	43 p

基本目標 1 高齢者の社会参加の促進

施策 1 通い・集いの場の提供

高齢者の閉じこもりや孤立を予防するための仲間づくり支援として、各種レクリエーション活動の機会及び気軽に通え、集える場を提供します。

① 老人クラブへの支援〔長寿支援課〕

施策概要と現状

地域の高齢者が交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体である老人クラブと、団体を取りまとめる長寿会連合会の活動を支援します。

今後の方向性

高齢者の社会参加の場として老人クラブの活動支援に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年度末会員数(人)	2,841	2,765	2,737	2,830	2,830	2,830
単位老人クラブ数(クラブ)	52	52	49	49	49	49
補助金額合計(千円)	4,341	4,317	4,065	4,200	4,200	4,200

※ 令和2年度は見込み値。

② 介護サービス事業者等の活用〔長寿支援課〕

施策概要と現状

介護保険施設、地域密着型サービス事業所等を活用し、高齢者を中心とする地域住民の介護相談や地域交流が行える集いの場が提供できるよう事業所等と調整を図ります。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

③ ふれあい大学校の実施〔長寿支援課〕

施策概要と現状

市内在住の高齢者が新たな教養と知識を身につけられる場を提供するとともに、受講者相互の親睦と交流を図っています。また、学習内容において福祉、健康等に関する科目を充実させていきます。

今後の方向性

市内在住の高齢者が新たな教養と知識を身につけられる場を提供するとともに、受講者相互の親睦と交流を図っていき、生きがいつくりの支援や社会参加を促進します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
応募状況(人)	175	135	—	—	—	—
卒業人数(人)	154	127	—	107	200	200
実施日数(日)	52	48	—	52	52	52

※ 令和2年度は事業中止。

施策 2 地域で活躍できる場の提供

高齢者が豊富な知識、経験等を活かして、地域社会の支え手として活躍できる場を提供します。

① シルバー人材センターの支援〔長寿支援課〕

施策概要と現状

就業を通じた高齢者の生きがいの充実と社会参加の促進のため高齢者が会員となって組織する団体であるシルバー人材センターに、会員がそれぞれの得意分野で活躍し、働く機会を得ることができるよう支援します。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第 7 期実績			第 8 期見込み		
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
年度末会員数(人)	631	656	700	750	800	850

※ 令和 2 年度は見込み値。

② ボランティア活動の推進〔長寿支援課〕

施策概要と現状

高齢者等の自宅や介護保険施設、地域のサロン等で、日常生活の中の簡単なお手伝いを行うボランティア活動を支援し、活動の発表の場や経験者が知識を伝える機会をつくることでボランティア活動の普及を図ります。

また、支援を受ける側も、時には可能な範囲で支援を行う側となれるような活動の仕組みを検討し、高齢者全体の社会参加が図れるよう支援します。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

基本目標 2 健康づくりの推進

施策 1 疾病の早期発見・早期治療及び生活習慣の見直し

要介護状態等の原因となる生活習慣病等の予防や、早期発見、早期治療により、健康の保持増進を図るために、健康診査、がん検診等を行います。また、要介護状態の原因となる疾患等を防ぐため、健康づくりに関する知識の普及啓発に努めます。

① 健康診査・保健指導の実施〔健康づくり課〕

施策概要と現状

糖尿病等の生活習慣病を早期発見し、治療につなげることや健康について考える機会とするため、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査、千葉県後期高齢者医療広域連合の被保険者及び40歳以上の生活保護受給者を対象とした健康診査を実施しています。

また、健康診査の結果から健康状態を総合的に判断し、生活習慣を改善するための保健指導を実施しています。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特定健康診査受診率(%)	31.2	30.6	32	33	34	35
特定保健指導実施率(%)	17.5	16.5	17	19	21	23

※ 令和2年度は見込み値。

② がん検診等の実施〔健康づくり課〕

施策概要と現状

がんの早期発見を目的に、性別・年齢に応じて、胸部レントゲン検診（結核・肺がん）・胃がん検診・大腸がん検診・乳がん検診・子宮頸がん検診・前立腺がん検診を実施します。また、肝炎対策の一環として、肝炎ウイルス検査を実施しています。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

③ 歯科健康診査の実施〔健康づくり課〕

施策概要と現状

歯の喪失を予防し、生涯を通じて自分の歯を保ち、食べる楽しみを感じられるよう、40歳以上を対象に歯科健康診査を実施します。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

④ 健康づくりに関する知識の普及啓発〔健康づくり課・長寿支援課〕

施策概要と現状

要介護状態の原因となる「骨折・転倒」「脳卒中」「認知症」等を予防するために、運動や食生活、歯と口腔の健康づくり等の生活習慣の改善に関する知識や情報を提供します。詳細は、P69の①介護予防普及啓発事業を参照。

基本目標3 住み慣れた地域で住み続けられる 安心・快適な生活環境づくりの推進

施策1 高齢者が安心して暮らせる住環境の形成

高齢化の進行やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯の増加により、高齢者の住まいに対するニーズは多様化しています。高齢者が住み慣れた地域で状況に適した住居に住み続けていられるよう、高齢者の住環境の形成に努めていきます。

① 高齢者のための住宅支援〔長寿支援課・建築指導課〕

施策概要と現状

高齢者が住み慣れた地域で住み続けることができるように、民間事業所等と連携しながら、サービス付き高齢者向け住宅など様々な高齢者世帯に対応した住宅の供給を推進します。なお、公的介護施設等（介護保険施設及び地域密着型サービス事業等）については、必要整備量を見極めながら計画的な整備を促進します。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

※ 単位：施設数又は事業所数

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護老人福祉施設	0	0	0	0	1	1
介護医療院	0	0	0	0	0	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0	0	0	1
小規模多機能居宅介護	0	0	0	1	1	1

② 快適に地域に住み続けるための住宅支援〔長寿支援課・建築指導課〕

施策概要と現状

高齢者が身体の状態に合わせて、自宅で自立して生活が送れるように、バリアフリー化のための住宅改修を支援します。また、世帯の状況が変化しても住み慣れた地域内で住み替えが円滑にできるように、関係団体と連携した支援を行います。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

施策2 在宅福祉サービスの実施

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等が、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、介護保険サービスでは賅えないさまざまな在宅福祉サービスを実施します。

① 配食サービス〔長寿支援課〕

施策概要と現状

日常生活に支障のある高齢者の食生活の改善及び健康の保持を図るとともに、安否確認を行っています。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
助成件数	66,160	61,487	60,500	60,500	60,500	60,500

※ 令和2年度は見込み値。

② ひとり暮らし老人緊急通報システムの設置〔長寿支援課〕

施策概要と現状

緊急時、簡単な操作で電話回線を通じて外部に通報できる機器と、一定時間で状態変化がない場合に、異常を感知し自動通報する機器を設置しています。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新設(人)	118	124	144	155	165	175
取外し(人)	127	135	122	135	145	155
年度末実人数(人)	810	799	821	841	861	881

※ 令和2年度は見込み値。

③ 高齢者日常生活用具の給付・貸与〔長寿支援課〕

施策概要と現状

前年度の所得税が非課税であるひとり暮らし高齢者を対象に、火災警報器、電磁調理器、自動消火器の給付及び老人福祉電話の貸与を実施しています。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
火災警報器、電磁調理器、自動消火器の給付件数(件)	10	5	12	10	10	10
福祉電話取付け件数(件)	1	0	0	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

④ ねたきり老人福祉手当の支給〔長寿支援課〕

施策概要と現状

自宅において6か月以上ねたきり状態にある高齢者に月額2,500円の手当を支給しています。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給人数(人)	24	23	19	21	23	25
支給延べ月数(月)	215	211	197	205	210	215

※ 令和2年度は見込み値。

⑤ 介護用品購入費の助成〔長寿支援課〕

施策概要と現状

自宅の寝たきり高齢者及び6か月以上重度の認知症の状態にある高齢者に対し、紙おむつ等の介護用品購入費の一部を助成しています。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
助成件数	1,670	1,583	1,585	1,600	1,650	1,700

※ 令和2年度は見込み値。

⑥ 在宅重度認知症高齢者手当の支給〔長寿支援課〕

施策概要と現状

自宅において6か月以上重度の認知症の状態にある高齢者に月額6,500円の手当を支給しています。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給人数(人)	11	9	6	8	10	12
支給延べ月数(月)	65	71	68	70	75	80

※ 令和2年度は見込み値。

⑦ はいかい高齢者家族支援サービス〔長寿支援課〕

施策概要と現状

はいかいする高齢者を探索するための位置情報システム（GPS端末）を被介護者が持ち歩くことで、介護者が被介護者の位置情報を確認します。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	10	18	16	17	18	20
利用延べ月数(月)	90	144	176	180	190	200

※ 令和2年度は見込み値。

⑧ SOS ネットワーク〔福祉総合相談室〕

施策概要と現状

はいかいする高齢者の生命の安全を確保するために、警察から依頼を受けて防災無線による呼びかけ、情報メールの配信を行い、早期発見・保護を図ります。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施件数	21	31	32	35	37	39

※ 令和2年度は見込み値。

⑨ 障害者等タクシー利用助成〔長寿支援課〕

施策概要と現状

一定の要介護状態の高齢者に対し、タクシー利用料金の一部を助成することで、外出を支援します。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録者数(人)	382	408	315	405	420	430
交付冊数(冊)	404	433	335	420	440	450
利用枚数(枚)	4,597	5,025	3,719	4,838	5,068	5,184

※ 令和2年度は見込み値。

⑩ 高齢者外出支援〔長寿支援課〕

施策概要と現状

市内鉄道又は停留所から一定以上離れている区域に居住する高齢者に対し、タクシー利用料金の一部を助成することで、外出を支援します。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録者数(人)	635	727	728	980	1,140	1,300
交付冊数(冊)	336	439	453	460	560	700
利用枚数(枚)	5,572	6,983	6,617	8,232	9,576	10,920

※ 令和2年度は見込み値。

⑪ 運転免許証自主返納支援〔長寿支援課〕

施策概要と現状

タクシー利用料金の一部を助成することで、高齢者の運転免許証の自主返納を図ります。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
交付者数(人)	570	792	637	710	800	900
交付冊数(冊)	570	792	637	710	800	900
利用枚数(枚)	1,526	4,362	2,750	3,060	3,460	3,900

※ 令和2年度は見込み値。

基本目標3 住み慣れた地域で住み続けられる
安心・快適な生活環境づくりの推進
施策3 発見・見守り機能の強化

施策3 発見・見守り機能の強化

周囲の人たちが、「最近様子がおかしい」、「近頃見かけなくなった」等高齢者の異変を発見し、市や地域包括支援センターに連絡してくれるような体制を整備します。

① 民間事業者等による見守り〔長寿支援課〕

施策概要と現状

高齢者の異変を感じた際、市や地域包括支援センターに連絡してもらう民間事業者等と協定を締結し、見守りの強化を図っています。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
締結事業者数	34	34	35	35	35	36

※ 令和2年度は見込み値。

② 地域団体による見守り〔長寿支援課〕

施策概要と現状

民生委員児童委員協議会連合会、社会福祉協議会等の地域団体に、高齢者の異変を感じた際、市や地域包括支援センターに連絡してもらえるよう働きかけ、地域団体による見守りの強化を図ります。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

③ 認知症サポーターによる見守り〔長寿支援課〕

施策概要と現状

認知症の人のさりげない見守りを促すために、多くの市民や民間事業者に認知症サポーターになってもらい、地域の中での見守り体制の充実を図ります。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

④ やちよ情報メールの普及〔長寿支援課・福祉総合相談室・広報広聴課〕

施策概要と現状

はいかいする高齢者、消費者被害及び地域の防犯に関する情報を携帯電話及びパソコン等で受け取ることができる情報メールを普及・啓発し、登録者を増やすことで、高齢者の見守り体制の強化を図ります。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
はいかい高齢者等情報利用者数	6,454	7,409	10,000	11,000	12,000	13,000

※ 令和2年度は見込み値。

施策4 高齢者の緊急時の対応

高齢者が安心して生活を送ることができるよう、緊急事態に高齢者の生命、財産を守る施策を推進します。

① 高齢者緊急一時保護制度〔長寿支援課〕

施策概要と現状

災害・事故等の緊急時に際し、保護者が不在のため、在宅生活が困難な要保護高齢者を一時的に特別養護老人ホームに保護します。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人員(人)	0	0	0	実施		

※ 令和2年度は見込み値。

② 養護老人ホーム等への措置〔長寿支援課〕

施策概要と現状

環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活できなくなった65歳以上の高齢者を、養護老人ホーム等への入所措置を実施しています。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年度末時点入所者	42	38	38	40	40	40

※ 令和2年度は見込み値。

施策 5 高齢者の災害時における対応

高齢者が安心して生活を送ることができるよう、災害時に高齢者の生命を守る施策を推進します。

① 避難行動要支援者への対応〔長寿支援課〕

施策概要と現状

避難行動要支援者名簿を民生委員及び希望する自治会に提供し、災害時における要支援者に対する地域での支援体制の整備を図っていきます。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第 7 期実績			第 8 期見込み		
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
外部提供同意者数(人)	667	610	590	590	590	590

※ 令和 2 年度は見込み値。

② 福祉避難所の設置〔長寿支援課〕

施策概要と現状

市内社会福祉法人と協定を締結し、福祉避難所として指定するとともに、災害発生時に一般避難所での生活が困難な要配慮者の状況を踏まえ、福祉避難所の設置、移送等必要な体制の確保を図ります。

今後の方向性

福祉避難所設置法人等と更なる連携を強化します。

実績値と本計画期間の計画値

	第 7 期実績			第 8 期見込み		
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
福祉避難所設置数	14	14	14	14	15	16

※ 令和 2 年度は見込み値。

基本目標3 住み慣れた地域で住み続けられる
安心・快適な生活環境づくりの推進
施策5 高齢者の災害時における対応

③ 備蓄の推進〔長寿支援課・危機管理課〕

施策概要と現状

市内社会福祉法人と覚書を締結し、災害時に備え備蓄食料を適切に保管します。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

施策6 高齢者の感染症対策

高齢者が安心して生活を送ることができるよう、様々な感染症に対し、高齢者の生命を守る施策を推進します。

① 感染症への対応〔長寿支援課・健康づくり課〕

施策概要と現状

感染症に対する定期予防接種の接種率の向上を図るとともに、健康福祉センター（保健所）や関係機関と連携のもと、季節性インフルエンザウイルス、肺炎球菌、結核等の感染予防の普及・啓発を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症に関しては、「感染症法（感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律）」や「新型インフルエンザ等特別措置法」に基づく国・県の対策を踏まえて感染予防の普及・啓発を図ります。

今後の方向性

法令に基づき、関連機関との連携を図り、迅速に対応できる体制を推進します。

② 介護サービス事業所における感染症対応衛生用品等の備蓄の推進〔長寿支援課〕

施策概要と現状

介護サービス事業所において、新型コロナウイルス等感染症の蔓延時に対応するため、消毒液その他の衛生用品等必要な物資の備蓄を推進します。

今後の方向性

介護サービス事業所において衛生用品等の循環型備蓄を行うよう促進します。

〈各論2〉

第1章	介護保険事業の実績と見込み	58 p
第2章	地域支援事業の実績と見込み	67 p
第3章	第8期介護保険事業の見通し	87 p
第4章	介護保険制度の円滑な運営	98 p

第1章 介護保険事業の実績と見込み

第1節 居宅（介護予防）サービス

(1) 訪問サービス

① 訪問介護（ホームヘルプ）

介護職員が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護，その他の日常生活上の援助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	1,212	1,272	1,332	1,541	1,642	1,723

※ 令和2年度は見込値。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	84	86	80	82	87	94
介護予防サービス利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込値。

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師等が居宅を訪問し療養や診療の介助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	453	517	588	605	642	679
介護予防サービス利用者数(人/月)	77	98	107	116	120	125

※ 令和2年度は見込値。

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士，言語聴覚士等が居宅を訪問し理学療法や作業療法，その他のリハビリテーションを行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	88	89	94	106	111	116
介護予防サービス利用者数(人/月)	12	9	15	16	17	17

※ 令和2年度は見込値。

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師，歯科医師，薬剤師等が居宅を訪問し，療養上の管理や指導を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	965	1,082	1,212	1,311	1,392	1,471
介護予防サービス利用者数(人/月)	89	87	79	89	90	90

※ 令和2年度は見込値。

(2) 通所サービス

① 通所介護（デイサービス）

通所介護施設において，日帰りで入浴・排せつ・食事等の介護，その他の日常生活上の援助・機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	1,205	1,326	1,245	1,490	1,586	1,663

※ 令和2年度は見込値。

② 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関において，日帰りで理学療法や作業療法等のリハビリテーションを行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	328	344	308	353	372	393
介護予防サービス利用者数(人/月)	97	102	115	132	141	145

※ 令和2年度は見込値。

（3）短期入所サービス

① 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に短期間入所して、入浴・排せつ・食事等の介護，その他の日常生活上の援助・機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	331	333	290	329	354	375
介護予防サービス利用者数(人/月)	7	7	4	5	6	6

※ 令和2年度は見込値。

② 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所して、看護や医学的管理のもとに介護，機能訓練，その他必要な医療と日常生活上の援助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	22	27	14	18	18	20
介護予防サービス利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込値。

（4）福祉用具・住宅改修サービス

① 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

居宅で自立した日常生活を営めるように、介護用ベッドや車椅子等の福祉用具の貸与を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	1,898	2,064	2,264	2,566	2,743	2,876
介護予防サービス利用者数(人/月)	414	432	455	476	500	522

※ 令和2年度は見込値。

② 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

居宅で自立した日常生活を営めるように、入浴や排せつ等に使用する特定福祉用具について、同一年度10万円を上限とした購入費に対して自己負担割合に応じた保険給付相当額を支給します。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	41	37	43	48	50	53
介護予防サービス利用者数(人/月)	10	11	8	12	12	12

※ 令和2年度は見込値。

③ 住宅改修費・介護予防住宅改修費

居宅で自立した日常生活を営めるように、手すりの取り付けや段差解消等の住宅改修を行ったときに、20万円までの改修費用に対して自己負担割合に応じた保険給付相当額を支給します。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	35	33	33	47	50	51
介護予防サービス利用者数(人/月)	16	16	13	12	12	12

※ 令和2年度は見込値。

（5）その他のサービス

① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホーム等の入居者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の援助・機能訓練等を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	306	329	347	369	385	403
介護予防サービス利用者数(人/月)	50	43	39	40	42	43

※ 令和2年度は見込値。

② 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業者や地域包括支援センターが介護（予防）サービスの利用計画を作成し、適切な介護（予防）サービスの提供が受けられるように管理を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	3,106	3,309	3,447	3,925	4,183	4,386
介護予防サービス利用者数(人/月)	545	580	630	651	682	713

※ 令和2年度は見込値。

第2節 地域密着型（介護予防）サービス

（1）訪問・通所系サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応をあわせてサービスを行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	10	15	28	26	30	34

※ 令和2年度は見込値。

② 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの連絡で随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスを行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込値。

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方等が特別養護老人ホームやデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助や機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	41	42	48	55	55	63
介護予防サービス利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込値。

④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	93	104	118	137	149	155
介護予防サービス利用者数(人/月)	14	10	8	12	12	13

※ 令和2年度は見込値。

⑤ 看護小規模多機能型居宅介護

通いを中心に利用しながら、必要に応じて宿泊や訪問（介護・看護）を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	14	19	29	24	27	30

※ 令和2年度は見込値。

⑥ 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設において、食事や入浴等の日常生活上の支援や機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	693	701	627	684	718	757

※ 令和2年度は見込値。

（2）施設・居住系サービス

① 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の方が共同生活住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	132	131	130	135	135	135
介護予防サービス利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込値。

② 地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な介護専用の有料老人ホーム等の入居者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度は見込値。

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームの入所者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	58	80	89	85	85	85

※ 令和2年度は見込値。

第3節 施設サービス

(1) 施設サービス

① 介護老人福祉施設

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方に入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の介助を行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	581	579	582	627	627	687

※ 令和2年度は見込値。

② 介護老人保健施設

安定した病状期にあり看護、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活上の援助の必要な方が在宅への復帰を目指して、リハビリテーション等のサービスを行います。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	385	390	396	403	403	403

※ 令和2年度は見込値。

③ 介護医療院

安定した病状期にあり、長期の療養が必要な方に看護、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活上の援助等を行います。廃止が決定している介護療養型医療施設の代わりとして平成30年度に新設されました。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	0	3	2	3	3	3

※ 令和2年度は見込値。

④ 介護療養型医療施設

安定した病状期にあり、長期の療養が必要な方に看護、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活上の援助等を行います。令和5年度末で廃止予定です。

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護サービス利用者数(人/月)	2	2	1	1	1	1

※ 令和2年度は見込値。

第2章 地域支援事業の実績と見込み

第1節 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

〔 施策の方針 〕

介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供します。また、市町村が中心となって、地域の実情に応じた多様なサービスを充実させることにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

① 訪問型サービス〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

高齢者の自立した生活を支援するため、地域包括支援センターのケアマネジメントを経て、従前の介護予防訪問介護相当の訪問型サービスを提供します。

今後の方向性

従前の介護予防訪問介護相当の訪問型サービスを継続して提供するとともに、多様なサービスの創設について引き続き検討していきます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問型サービス利用者数(人/月)	564	513	489	455	424	395

※ 令和2年度は見込み値。

② 通所型サービス〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

高齢者の自立した生活を支援するため、地域包括支援センターのケアマネジメントを経て、従前の介護予防通所介護相当の通所型サービスを提供します。

今後の方向性

従前の介護予防通所介護相当の通所型サービスを継続して提供するとともに、保健・医療の専門職等により提供される短期集中予防サービスの提供に向けて取り組みます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
通所型サービス利用者数(人/月)	671	700	588	554	521	491

※ 令和2年度は見込み値。

③ その他の生活支援サービス〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

八千代市生活支援体制整備事業協議体を開催し、多様なサービス提供者での情報交換を進めていきます。

今後の方向性

市民のニーズや多様な生活支援サービスの提供主体と連携し、他自治体の好事例について情報を収集します。

④ 介護予防ケアマネジメント事業〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

介護予防・生活支援サービス事業において、適切なサービスが包括的、効果的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを実施します。

今後の方向性

介護予防が必要な高齢者に対し、自立支援、介護の重度化防止を目標としたケアマネジメントができるよう支援していきます。なお、総合事業における新たなサービスの提供にあたっては、サービスに合わせたケアマネジメントを検討します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期計画		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防ケアマネジメント利用者数(人/月)	748	732	689	700	711	722

※ 令和2年度は見込み値。

(2) 一般介護予防事業

〔 施策の方針 〕

高齢者が健康を保ち、そのひとに合った自立した生活を可能な限り継続するために、介護予防への取組みの重要性を市民に広く周知し、高齢者自身が介護予防に取り組み健康管理を行うセルフマネジメントを推進します。また、効果的な介護予防の方法を普及し、場所の提供を行うことで、健康寿命の延伸を図ります。

① 介護予防普及啓発事業〔担当：健康づくり課・長寿支援課〕

事業概要と現状

要介護状態になることを予防するために、運動や食生活等の生活習慣の改善に関する知識や情報を提供します。健康づくり課、各地域包括支援センターが実施主体となり、地域特性を考慮しながら運動の習慣化、栄養改善、認知症予防等を目的とする介護予防教室を行います。

今後の方向性

地域特性を考慮しながら、やちよ元気体操の普及啓発や運動の習慣化、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防等を目的とする介護予防教室を引き続き実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防を目的とした事業の実施回数(回)	195	157	94	126	140	155
介護予防を目的とした事業への参加者数(人)	5,143	2,856	1,236	1,972	2,320	2,680

※ 令和2年度は見込み値。

② 地域介護予防活動支援事業〔担当：健康づくり課・長寿支援課〕

事業概要と現状

身近な地域に気軽に通える場を作り、高齢者の転倒予防や低栄養状態改善等の介護予防に関する取組みを行いながら、地域の支え合い体制を推進する介護予防サロンや、やちよ元気体操応援隊が実施する体操グループ等への活動支援を行います。また、市の基準を満たした介護予防サロンを運営する住民主体の団体への助成を行います。

今後の方向性

地域における住民主体の介護予防活動を支援するとともに、単に身体機能の改善を目指すのではなく、「心身機能」「活動」「参加」に働きかけ、生きがいや自己実現を支援し、住民のQOLの向上を目指します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護予防を目的とした介護予防サロン数*1	29	34	34	37	40	44
上記のうち、やちよ元気体操応援隊以外の団体数*2	19	23	23	26	29	33
やちよ元気体操応援隊を中心とした介護予防活動の団体数	90	96	96	98	100	102

※ 令和2年度は見込み値。

*1 市が助成を行う介護予防サロンの中には、やちよ元気体操応援隊として活動する団体も含まれます。

*2 やちよ元気体操以外を主な活動内容とする介護予防サロン数を示しております。

③ 地域リハビリテーション活動支援事業〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

地域における介護予防活動の取り組みを機能強化するために、リハビリテーション専門職が、介護予防サロンや長寿会、支会等の住民主体の通いの場に対し専門的・技術的助言を行います。

今後の方向性

リハビリテーション専門職が通いの場に係ることで、要介護状態になっても通うことのできる通いの場を地域に展開させます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
通いの場への助言等件数(件)				10	12	14

(3) その他の介護予防・重度化防止のための取組み

〔 施策の方針 〕

高齢者の保健や医療，介護予防に関わる関係部署や関係機関，専門職が連携し，効果的な介護予防・重度化防止を推進する体制を推進し，健康寿命の延伸を図ります。

① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施〔担当：国保年金課・健康づくり課・長寿支援課〕

事業概要と現状

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の施行により，フレイルなど心身機能の低下を効率的・効果的に予防するために，後期高齢者医療保険制度における高齢者の保健事業と介護保険制度で実施していた介護予防事業について，相互の事業を連携する仕組みを強化し，一体的に実施します。

今後の方向性

市は，千葉県後期高齢者広域連合からの委託に基づき，高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

国保データベースシステム等を活用した市の高齢者の現状と課題分析を行い，地域の健康課題に応じた取り組みの検討と推進を行います。

また，健康診査の結果から健康状態を総合的に判断して，疾病の重症化リスクに応じて生活習慣を改善するための保健指導を実施し，必要な医療や介護保険サービス等へつなぐ支援を実施します。

さらに，高齢者の通いの場へ出向き，運動，栄養，口腔等の介護予防の普及啓発，心身の多様な課題に対応した健康教育や健康相談，保健指導を実施します。

② 地域ケア会議の推進〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

介護予防の効果的な推進や重度化防止等を目的として、地域ケア会議を実施しています。また、そこから浮かび上がった地域課題について、必要な施策について意見交換し、解決を図ります。

今後の方向性

現在、本市が実施している介護予防・重度化防止のための地域ケア会議について、各地域包括支援センターにおいても実施できる体制づくりを行います。処遇困難事例解決のための地域ケア会議は、引き続き各地域包括支援センターにおいて実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域ケア個別会議(処遇困難)	30	15	10	18	6	6
八千代市地域ケア会議 (介護予防・重度化防止の推進)	1	3	2	4	4	12

※ 令和2年度は見込み値。

第2節 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センターの運営

〔 施策の方針 〕

高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、社会参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域における包括的な相談、多様な主体の参画による日常生活、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に行う中核的機関として地域包括支援センターを運営します。

① 地域包括支援センターの機能強化〔担当：長寿支援課〕

事業概要

地域で暮らす高齢者を保健、医療、福祉、介護等さまざまな面から総合的に支援するため、地域包括支援センターを市内6箇所（市直営1箇所、委託5箇所）で運営しています。

今後の方向性

市直営である大和田地域包括支援センターを委託し、市は統括機能を強化するとともに地域の特性に応じた支援体制の充実を図ります。

相談に適切に対応できるよう、担当圏域の高齢者数にあった人員を各地域包括支援センターに配置していきます。

実績値と本計画期間の計画値

		第7期実績			第8期見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市直営センター数		1	1	1	1	1	0
委託センター数		5	5	5	5	5	6
地域包括支援センター 職員数	勝田台	5	6	5	5	5	5
	阿蘇・睦	6	6	6	6	6	6
	村上	5	6	5	6	6	6
	八千代台	6	6	6	6	6	6
	高津・緑が丘	6	6	6	7	7	7
	大和田	7	7	7	7	7	7

※ 令和2年度は見込み値。

※ 各センター職員数は、ケアプラン専従職員及び事務職員を除く。4月1日現在。

② 総合相談事業〔担当：長寿支援課〕

事業概要

介護や在宅療養、福祉制度や認知症、生活支援等、高齢者に関する幅広い相談に地域包括支援センターが応じ、適切なサービスや制度に繋ぎ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援します。

今後の方向性

地域包括支援センターにおける総合相談において、医療や介護、日常生活支援、権利擁護などの視点に立ち、関係機関との連携を深めながら高齢者を包括的に支援します。

複合的な課題がある世帯や認知症夫婦の世帯、高齢者虐待など処遇困難なケース等福祉ニーズの複雑化、複合化する事例に対応するために、センター職員相互の意思統一や事例の共有、包括的な支援体制の構築等を目的とした業務別会議の実施、職員の質の向上のための研修受講やセンター内におけるOJTを推進し、相談体制の強化を図ります。

地域包括支援センターが、更に身近で相談しやすい機関となるよう、パンフレットの配布や広報やちよへの記事の掲載、まちづくりふれあい講座等周知活動を行います。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数(件)	4,237	4,228	3,633	4,608	4,778	4,950
地域包括支援センターの認知度 (高齢者一般, 在宅要介護, 要支援者)			51.9%			60.0%

※ 令和2年度は見込み値。

③ 権利擁護事業〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

高齢者虐待や消費者被害、財産管理等に関する相談や通報を受け、多職種連携の視点で課題を見つけ、必要な支援につなげます。また、高齢者虐待や消費者被害を未然に防ぐために、市民や関係機関への啓発を行います。

今後の方向性

高齢者虐待の防止・適切な対応、消費生活被害の防止、成年後見制度の利用支援等、高齢者の権利を守るための支援を行います。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
虐待に関する通報件数(世帯)	67	76	60	83	86	89

※ 令和2年度は見込み値。

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

地域の連携体制づくりや、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上のための支援及び個別事例に関する支援を行っています。

今後の方向性

地域の連携体制づくりや、介護支援専門員のニーズ把握のためのアンケート調査、その結果を受けた介護支援専門員の資質向上のための研修会の実施、個別事例に対する支援に取り組みます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護支援専門員を対象とした研修実施回数(回)	2	2	0	3	3	3
介護支援専門員からの相談件数(件)	347	317	303	346	359	372

※ 令和2年度は見込み値。

⑤ 家族介護者への支援〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

家族介護者の孤立や過重な介護による身体的・精神的負担を軽減するため、相談しやすい体制を整備し、他機関との連携を図りながら相談に応じます。

今後の方向性

家族からの相談に応じるだけでなく、家族介護者の離職防止に向け、介護保険制度や介護休暇等の制度の周知、利用の案内を行います。

⑥ 地域包括支援センター運営の評価〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

地域包括支援センターの適切な運営を図るために、年に1度、全国共通の評価指標による地域包括支援センターの運営状況評価を実施し、本市におけるセンター運営の改善を図っています。

今後の方向性

引き続き、運営状況評価結果により、各センターの適正な運営及び市の統括機能の見直しを行い、改善に努めます。評価結果については、地域包括支援センター運営協議会にて公表するとともに、地域包括支援センター運営方針や事業の進め方の見直しを行います。

⑦ 地域包括支援センター運営協議会〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

地域包括支援センターの適切な運営について意見を求めることを目的とし、年に1回程度、地域包括支援センター運営協議会を開催しています。

今後の方向性

引き続き、運営協議会を開催し、適切な運営のために、各センターの評価結果、センターの運営方針、委託先の選定等の協議事項への意見を求め、運営状況の改善に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
センター運営協議会開催回数(回)	1	2	1	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

〔 施策の方針 〕

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、保健、福祉サービス事業者等多職種による連携を推進していきます。

① 在宅医療・介護連携推進事業〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

高齢者が疾病を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、地域の医療・介護の関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行える体制の構築を図っています。

今後の方向性

医療介護連携に関して、必要な情報収集、整理及び活用、課題の把握、施策の企画及び立案、並びに医療・介護関係者への周知を行います。市民に対しては、在宅療養に必要な体制や仕組み、心構えなどの周知・啓発を行います。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
在宅医療・介護連携推会議開催数(回)	2	1	1	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値。

② 八千代市在宅医療・介護連携支援センターの運営〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

地域の医療や介護関係者や地域包括支援センターからの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談を受ける相談窓口として、八千代市在宅医療・介護連携支援センターの設置運営を行っています。

今後の方向性

より相談しやすい窓口になるよう医療・介護関係者への広報活動、医療介護関係者間の情報を共有する事業、連携に関する知識向上のための研修などを行います。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
八千代市在宅医療・介護連携支援センター設置数	1	1	1	1	1	1
在宅医療・介護関係者に対する研修実施回数(回)	1	1	2	2	2	2

※ 令和2年度は見込み値。

(3) 認知症施策の推進

〔 施策の方針 〕

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる地域づくりを目指し、認知症の人や家族の視点を取り入れながら施策を推進します。

① 認知症初期集中支援推進事業〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われる高齢者を早期診断・早期対応へつなげています。

今後の方向性

認知症初期集中支援チームの設置を継続します。また、認知症の人をより早期に効果的に医療や介護サービスにつなげるために、認知症初期集中支援チーム検討委員会において、専門職による訪問支援実績や支援方法に関する評価や改善策の協議を行います。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症初期集中支援チームの設置	1	1	1	1	1	1
訪問支援者数(人)	5	5	4	8	10	12

※ 令和2年度は見込み値。

② 認知症地域支援・ケア向上事業〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築するとともに、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための取り組みの推進を図っています。

今後の方向性

認知症の人と家族の相談支援や支援体制を構築するための取り組みを行います。在宅医療・介護連携推進事業と連携し、医療や介護関係者に対し、認知症の人への支援についての理解を深めるために、研修の機会や認知症ケアパスの普及に努めます。また、認知症の人が自らの意見を情報発信できるような取り組みを推進します。更に若年性認知症の人への支援が円滑に行われ、社会参加を推進できるよう、認知症地域支援推進員が中心となり協議します。効果的な認知症予防の取組みを目指し、一般介護予防事業と連携し、普及啓発を行います。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症地域支援推進員(配置人数)	6	6	6	6	6	6
認知症サポーターステップアップ講座参加者	0	20	0	20	20	20
多職種協働研修(回)	1	0	0	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

(4) 生活支援・介護予防サービス体制の整備

〔 施策の方針 〕

生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するとともに、多様なサービス提供者の情報共有及び連携・協働による資源発掘等を推進するため協議体を設置し、検討を行います。また、生活支援コーディネーターを配置し、協議体等を活用しながら、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向け、施策を検討していきます。

① 生活支援体制整備事業〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、生活支援の担い手を養成し、地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築します。

各圏域に生活支援コーディネーターを配置し、圏域単位に協議体を設置し、地域課題の共有や地域特性に応じたサービスの検討を定期的に協議。市全体の協議体では、各圏域の後方支援を行います。

今後の方向性

市は第1層（市全域）協議体を開催し、生活課題テーマ別に解決方針を検討します。ニーズ調査から抽出された課題を踏まえて担い手養成講座や地域課題を解決するためのサービス開発や事業化を行います。

第2層（日常生活圏域）生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターの相談などから把握した高齢者のニーズと社会資源のマッチングを行います。また、第2層協議体及び第2層担い手養成講座を実施し、地域特性に応じたサービス開発を行います。

社会資源に関する情報を見える化し、高齢者が活用しながら介護予防や社会参加に取り組めるよう、社会資源マップを作成します。

介護予防普及啓発事業や認知症地域支援・ケア向上事業と連携し、担い手の養成や通いの場づくりを行い、総合事業への発展を支援します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
第1層協議体設置数	1	1	1	1	1	1
第2層協議体設置数	8	8	8	8	8	8
第1層生活支援コーディネーター(配置人数)	1	1	1	1	1	1
第2層生活支援コーディネーター(配置人数)	6	6	6	6	6	6

※ 令和2年度は見込み値。

第3節 任意事業

(1) 介護給付適正化事業

〔 施策の方針 〕

「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、ケアプラン点検をはじめとする介護給付の適正化の取り組みを進めています。

① ケアプランの点検〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

介護支援専門員が作成した「居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画（ケアプラン）」の記載内容について、保険者による点検及び支援を行い、サービス内容の適正化を図ります。

今後の方向性

ケアプランが適切なプロセスを踏まえたケアマネジメントによる自立支援の観点に立ったものとなっているかを、介護支援専門員とともにケアプランの検証等を行いながら、介護支援専門員の気づきを促す等により、自立支援に資するケアマネジメントの作成を支援します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ケアプラン点検件数(回)	42	26	0	20	30	30

※ 令和2年度は見込み値。

② 住宅改修等の点検〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

住宅改修及び福祉用具購入・貸与において、申請書等による書類審査や必要に応じて訪問調査等を行い、受給者の状態にそぐわない住宅改修等が行われないよう点検し、給付の適正化を図ります。

今後の方向性

申請書等による書類審査に加え、書類での確認が困難な事例については状況等を確認するために訪問調査等を行い、より厳正な審査に努めます。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
状況確認訪問件数(件)	5	0	0	3	3	3

※ 令和2年度は見込み値。

③ 縦覧点検・医療情報との突合〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

千葉県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、縦覧点検及び医療情報との突合を行い、不適切な給付があった場合は、事業所へ是正を求め給付の適正化を図ります。

今後の方向性

千葉県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、縦覧点検及び医療情報との突合を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
過誤件数(件)	71	22	20	20	20	20

※ 令和2年度は見込み値。

④ 介護給付費通知〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

介護給付費通知により、介護サービス利用者サービス利用状況をお知らせすることで介護保険事業に対する理解を深めていただくとともに利用状況の自己点検を促し、事業所からの請求に対するチェック機能を担います。

今後の方向性

引き続き、事業を実施するとともにより効果的な手法を検討します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
発送回数(回/年)	2	2	2	2	2	2
発送件数	13,482	14,181	14,738	15,200	15,700	16,200

※ 令和2年度は見込み値。

⑤ 要介護認定の適正化〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

適正なサービスの提供には、適正な要介護認定が前提となることから、研修等を実施し、認定調査員の能力の維持・向上を図っています。また、介護認定審査会の運営については、審査基準が合議体で共有されることが重要であることから、適宜、連絡会及び研修を開催することにより、要介護認定の平準化を図っています。

今後の方向性

引き続き、適正に事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認定調査員現任研修(人)	0	0	14	3	3	3
介護認定審査会委員現任研修(人)	34	20	35	35	35	35

※ 令和2年度は見込み値。

(2) 認知症への理解の促進

〔 施策の方針 〕

認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人が出来る限り地域の良い環境の中で自分らしく暮らし続けられるために、認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する人材を増やす取り組みを行います。

① 認知症サポーター養成事業〔担当：長寿支援課〕

事業概要と現状

認知症の人に対するさりげない見守りを促すために、多くの市民や民間事業者に認知症サポーターになってもらい、地域の中での見守り体制の充実を図っています。

今後の方向性

認知症についての正しい知識の普及・啓発を行い、認知症の人の理解者となる認知症サポーターを養成します。また、認知症サポーターが地域や職域等様々な場所で活躍できるような地域づくりを目指します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認知症サポーター養成講座(回数)	25	30	15	30	33	35
認知症サポーター養成数(人数)	786	718	300	750	750	750
認知症サポーターステップアップ講座(回数)	0	1	0	1	1	1

※ 令和2年度は見込み値。

(3) 成年後見制度の利用推進

〔 施策の方針 〕

認知症等によって判断力が低下し、財産管理や日常生活の維持が困難な高齢者が、成年後見制度を活用できるよう支援します。

① 成年後見開始の市長申立て制度の活用〔担当：福祉総合相談室〕

事業概要と現状

認知症等によって判断力が低下し、生活維持が困難なひとり暮らし高齢者等で、親族等による成年後見開始の申立てが困難な人には、市長が成年後見開始の申立を行います。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数	8	14	15	20	20	20

※ 令和2年度は見込み値。

② 市民後見推進事業〔担当：福祉総合相談室〕

事業概要と現状

市民後見養成講座の実施、後見人が安定的に活動するための組織の構築及び適正な活動のための支援を行います。

今後の方向性

引き続き、事業を実施します。

実績値と本計画期間の計画値

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
基礎研修実施回数	1	0	0	0	1	0
実務研修実施回数	0	1	0	0	0	1
フォローアップ研修実施回数	0	0	1	1	0	0

※ 令和2年度は見込み値。

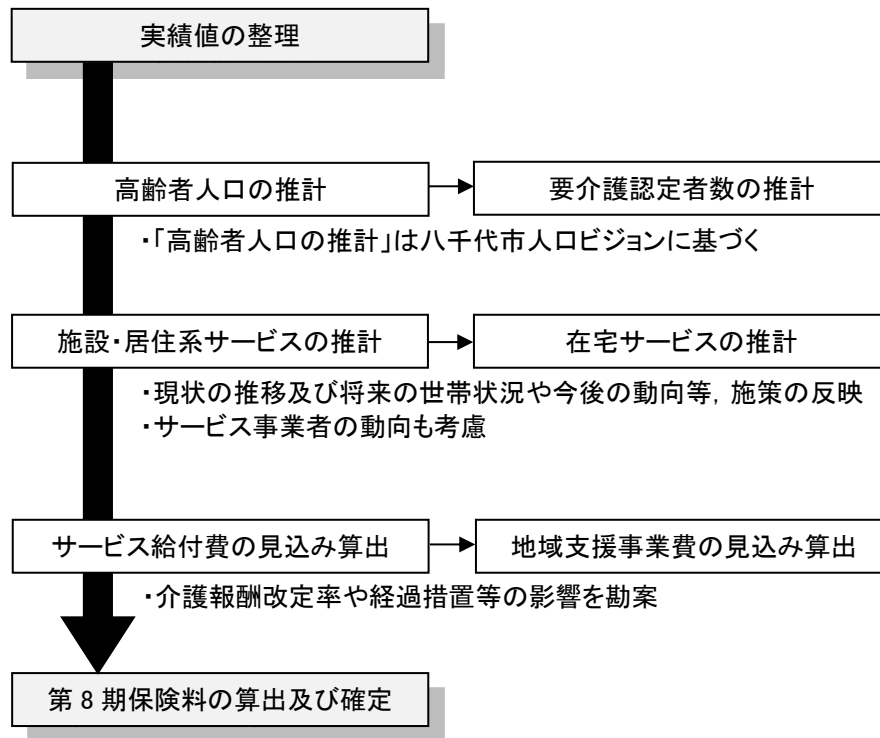
第3章 第8期介護保険事業の見通し

第1節 サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

(1) サービス見込み量及び介護保険料の算出フロー

本計画のサービス見込み量及び介護保険料の算出に当たっては、厚生労働省より提供される『地域包括ケア「見える化」システム』を用いています。

算出の過程においては、市の実績の推移（第7期計画期間）の伸び率を基本推計とし、その各種値に市の実情や将来の見込み等を施策の反映として勘案しています。



また、保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

本計画では、標準給付費の内訳（介護サービス・介護予防サービス）及び地域支援事業費を合わせた給付費総計を記載します。

第2節 介護保険サービス等の見込み量

(1) 介護サービス見込み量

介護サービス給付費等の見込みは、以下のとおりとなります。

中長期推計は、第8期見込み等からの計算による推定値であり、本計画期間中の見込値がないサービスは、その後の実施及び整備等について、未定となっています。

① 居宅サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）、人数（人））

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護	年額	1,488,787	1,601,398	1,678,847	1,830,168	2,704,382
	回/月	40,866.8	43,972.0	46,094.2	50,269.5	74,642.4
	人/月	1,541	1,642	1,723	1,871	2,630
訪問入浴介護	年額	71,167	75,721	81,680	80,984	107,310
	回/月	465.3	494.7	533.8	529.3	700.9
	人/月	82	87	94	93	123
訪問看護	年額	341,215	362,290	383,521	398,938	518,523
	回/月	6,959.1	7,379.1	7,805.7	8,138.2	10,549.6
	人/月	605	642	679	707	916
訪問リハビリテーション	年額	59,316	62,139	64,816	67,626	89,035
	回/月	1,598.7	1,673.6	1,745.4	1,820.8	2,398.3
	人/月	106	111	116	121	159
居宅療養管理指導	年額	194,602	206,863	218,693	225,948	295,505
	人/月	1,311	1,392	1,471	1,522	1,987
通所介護	年額	1,462,161	1,561,247	1,636,841	1,780,068	2,512,899
	回/月	15,540.5	16,551.3	17,355.3	18,854.6	26,277.1
	人/月	1,490	1,586	1,663	1,806	2,506
通所リハビリテーション	年額	321,894	340,214	359,965	374,379	485,518
	回/月	2,952.2	3,110.3	3,285.0	3,437.3	4,420.4
	人/月	353	372	393	411	528
短期入所生活介護	年額	571,998	614,142	652,094	664,945	889,600
	回/月	5,377.7	5,773.8	6,123.0	6,263.9	8,347.0
	人/月	329	354	375	385	509
短期入所療養介護(老健)	年額	16,190	16,199	19,430	22,262	28,122
	回/月	125.0	125.0	150.2	171.8	217.4
	人/月	17	17	19	21	26
短期入所療養介護(病院等)	年額	8	8	8	8	8
	日/年	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	人/月	1	1	1	1	1
福祉用具貸与	年額	420,066	451,056	472,552	515,285	756,069
	人/月	2,566	2,743	2,876	3,128	4,462
特定福祉用具購入費	年額	16,976	17,655	18,728	19,802	27,756
	人/月	48	50	53	56	78
住宅改修費	年額	54,303	57,390	58,518	62,134	79,274
	人/月	47	50	51	54	69
特定施設入居者生活介護	年額	893,122	932,422	976,606	1,053,978	1,385,027
	人/月	369	385	403	435	568
小計(A)	年額	5,911,805	6,298,744	6,622,299	7,096,525	9,879,028

② 地域密着型サービス給付費（単位：上段より給付費（千円），回数（回），人数（人））

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	年額	52,033	58,082	67,679	83,544	111,668
	人/月	26	30	34	40	54
夜間対応型訪問介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	年額	79,003	80,101	93,632	102,504	120,420
	回/月	558.7	563.6	659.7	725.0	839.2
	人/月	55	55	63	67	77
小規模多機能型居宅介護	年額	341,024	372,345	386,508	422,984	608,730
	人/月	137	149	155	169	238
認知症対応型共同生活介護	年額	425,943	426,180	426,180	426,180	674,678
	人/月	135	135	135	135	213
地域密着型特定施設入居者生活介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年額	332,336	332,520	332,520	332,520	680,395
	人/月	85	85	85	85	174
看護小規模多機能型居宅介護	年額	85,982	96,345	106,344	106,659	169,090
	人/月	24	27	30	30	46
地域密着型通所介護	年額	634,889	669,408	709,540	740,919	959,304
	回/月	6,904.5	7,260.4	7,672.8	8,074.0	10,342.3
	人/月	684	718	757	801	1,015
小計(B)	年額	1,951,210	2,034,981	2,122,403	2,215,310	3,324,285

③ 施設サービス給付費（単位：上段より給付費（千円），人数（人））

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設	年額	1,958,218	1,959,305	2,148,531	2,399,953	2,570,290
	人/月	627	627	687	767	827
介護老人保健施設	年額	1,373,483	1,374,245	1,374,245	1,705,168	2,265,793
	人/月	403	403	403	500	663
介護医療院	年額	11,250	11,256	11,256	127,572	120,068
	人/月	3	3	3	43	45
介護療養型医療施設	年額	5,765	5,768	5,768	-	-
	人/月	1	1	1	-	-
小計(C)	年額	3,348,716	3,350,574	3,539,800	4,232,693	4,956,151

第3章 第8期介護保険事業の見通し
 第2節 介護保険サービス等の見込み量

④ 居宅介護支援給付費（単位：上段より給付費（千円），人数（人））

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅介護支援	年額	685,145	731,799	767,095	833,614	1,176,500
	人/月	3,925	4,183	4,386	4,762	6,656
小計(D)	年額	685,145	731,799	767,095	833,614	1,176,500

⑤ 介護給付費（単位：千円）

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
小計(A) 居宅サービス	年額	5,911,805	6,298,744	6,622,299	7,096,525	9,879,028
小計(B) 地域密着型サービス	年額	1,951,210	2,034,981	2,122,403	2,215,310	3,324,285
小計(C) 施設サービス	年額	3,348,716	3,350,574	3,539,800	4,232,693	4,956,151
小計(D) 居宅介護支援	年額	685,145	731,799	767,095	833,614	1,176,500
小計(E)	年額	11,896,876	12,416,098	13,051,597	14,378,142	19,335,964

(2) 介護予防サービス見込み量

介護予防サービス給付費等の見込みは、以下のとおりとなります。

中長期推計は、第8期見込み等からの計算による推定値であり、本計画期間中の見込値がないサービスは、その後の実施及び整備等について、未定となっています。

① 介護予防サービス給付費(単位:上段より給付費(千円),回数(回),日数(日),人数(人))

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防訪問入浴介護	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	年額	44,237	45,827	47,839	50,969	57,452
	回/月	1,083.0	1,121.5	1,171.3	1,248.3	1,406.9
	人/月	116	120	125	133	150
介護予防訪問リハビリテーション	年額	8,189	8,734	8,734	9,898	11,510
	回/月	236.4	252.1	252.1	285.8	332.0
	人/月	16	17	17	18	20
介護予防居宅療養管理指導	年額	11,587	11,715	11,715	12,380	13,796
	人/月	89	90	90	95	106
介護予防通所リハビリテーション	年額	48,816	52,225	53,678	57,059	63,847
	人/月	132	141	145	154	173
介護予防短期入所生活介護	年額	1,349	1,544	1,544	1,544	1,864
	日/年	15.3	17.7	17.7	17.7	21.2
	人/月	5	6	6	6	7
介護予防短期入所療養介護(老健)	年額	451	451	477	1,084	1,084
	日/年	3.5	3.5	3.7	8.4	8.4
	人/月	1	1	1	2	2
介護予防短期入所療養介護(病院等)	年額	0	0	0	0	0
	日/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	年額	31,704	33,301	34,771	37,180	44,404
	人/月	476	500	522	558	666
特定介護予防福祉用具購入費	年額	2,749	2,749	2,749	2,966	3,666
	人/月	12	12	12	13	16
介護予防住宅改修	年額	13,768	13,768	13,768	16,092	19,490
	人/月	12	12	12	14	17
介護予防特定施設入居者生活介護	年額	34,125	36,076	36,792	39,941	44,022
	人/月	40	42	43	46	51
小計(F)	年額	196,975	206,390	212,067	229,113	261,135

② 地域密着型介護予防サービス給付費（単位：上段より給付費（千円）、回数（回）、人数（人））

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防認知症対応型通所介護	年額	0	0	0	0	0
	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	年額	10,653	10,659	11,667	12,676	14,332
	人/月	12	12	13	14	16
介護予防認知症対応型共同生活介護	年額	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
小計(G)	年額	10,653	10,659	11,667	12,676	14,332

③ 介護予防支援給付費（単位：上段より給付費（千円）、人数（人））

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防支援	年額	37,166	38,957	40,728	43,584	51,978
	人/月	651	682	713	763	910
小計(H)	年額	37,166	38,957	40,728	43,584	51,978

④ 予防給付費（単位：千円）

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
小計(F) 介護予防サービス	年額	196,975	206,390	212,067	229,113	261,135
小計(G) 地域密着型介護予防サービス	年額	10,653	10,659	11,667	12,676	14,332
小計(H) 介護予防支援	年額	37,166	38,957	40,728	43,584	51,978
小計(I)	年額	244,794	256,006	264,462	285,373	327,445

(3) 標準給付費及び地域支援事業費の見込み（単位：千円）

本計画期間における標準給付費及び地域支援事業費の見込み額は、以下のとおりとなります。

① 標準給付費（単位：千円）

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	年額	12,141,670	12,672,104	13,316,059	14,663,515	19,663,409
小計(E) 介護給付費	年額	11,896,876	12,416,098	13,051,597	14,378,142	19,335,964
小計(I) 予防給付費	年額	244,794	256,006	264,462	285,373	327,445
特定入所者介護サービス費 等給付額	年額	272,511	256,143	258,702	281,524	349,577
高額介護サービス費等給付 額	年額	338,023	345,665	359,492	373,871	464,209
高額医療合算介護サービス 費等給付額	年額	9,537	9,943	10,356	11,179	13,880
算定対象審査支払手数料	年額	9,842	10,260	10,687	11,536	14,323
小計(K)	年額	12,771,583	13,294,115	13,955,296	15,341,625	20,505,398

※「特定入所者介護サービス費等給付額」「高額介護サービス費等給付額」は財政影響額を差し引いた額。

② 地域支援事業費（単位：千円）

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総 合事業費	年額	451,755	457,816	464,925	454,790	447,575
包括的支援事業・任意事業 費	年額	256,072	286,083	299,868	262,107	315,185
小計(L)	年額	707,827	743,899	764,793	716,897	762,760

③ 給付費総額（単位：千円）

	単位	第8期見込み			中長期推計	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
小計(K)+小計(L)	年額	13,479,410	14,038,014	14,720,089	16,058,522	21,268,158

第3節 第1号被保険者の介護保険料

(1) 介護保険事業の財源構成及び第1号被保険者の負担割合

① 介護保険事業の財源構成

介護給付及び予防給付に要する費用と地域支援事業費の財源は、国・県・市の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者（65歳以上）の保険料、第2号被保険者（40歳から64歳）の保険料で構成されています。

また、介護給付費等は、公費（国、県、市）と保険料（第1号、第2号被保険者）で、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

各々の負担割合については、次のとおりとなります。

	保険料		公費			
	第1号	第2号	国	調整交付金	県	市
介護給付費等(施設等分を除く)	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
介護給付費等(施設等分)	23.0%	27.0%	15.0%	5.0%	17.5%	12.5%
介護予防・日常生活支援総合事業費	23.0%	27.0%	20.0%	5.0%	12.5%	12.5%
包括的支援事業・任意事業費	23.0%	—	38.5%	—	19.25%	19.25%

(2) 第1号被保険者の保険料及び所得段階の設定

① 第1号被保険者の保険料の基準額の算出

高齢者の増加に伴う介護給付費の増加等により保険料水準の上昇が見込まれる中、保険料段階の弾力化や介護給付費準備基金の活用等により保険料上昇の抑制に努め、本市における第8期の介護保険料を設定します。

項目		金額等	算出方法等
①	標準給付費見込額	40,020,994 千円	第8期計画期間中の介護保険サービスに係る標準給付費を推計
②	地域支援事業費見込額	2,216,519 千円	標準給付費と同様に地域支援事業費を推計
③	第1号被保険者負担分相当額	9,714,628 千円	標準給付費と地域支援事業費の合計額に対する第1号被保険者の負担分(23.0%)を算出 〔計算式〕= (①+②) × 23.0%
④	調整交付金相当額	2,069,775 千円	標準給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の5.0%として算出
⑤	調整交付金見込額	1,301,343 千円	高齢者数や所得階層の割合等で交付金が増減するため、第8期計画期間中の見込交付割合から交付金見込額を推計
⑥	財政安定化基金償還金	0円	財政安定化基金からの借り入れを行っていないため、償還金はありません。
⑦	介護給付費準備基金取崩額	530,000 千円	介護給付費準備基金の一部を取り崩して、第8期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料の上昇を抑制します。
⑧	保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	85,815 千円	保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付見込額を推計
⑨	保険料収納必要額	9,867,244 千円	①～⑧で求めた金額に基づいて、収納しなければならない額を算出 〔計算式〕= ③+④-⑤+⑥-⑦-⑧
⑩	保険料賦課総額	9,966,913 千円	予定保険料収納率を99.0%と見込んで、収納しなければならない額を算出 〔計算式〕= ⑨ ÷ 99.0%
⑪	延べ被保険者数	160,453 人	保険料を負担いただく延べ被保険者数(保険料設定弾力化後の所得段階別被保権者数)を推計
第1号被保険者の保険料基準額(月額)		5,180 円	保険料賦課総額を延べ被保険者数で除し、さらに12か月で除して基準額(月額)を算出 〔計算式〕= ⑩ ÷ ⑪ ÷ 12

■ 第8期計画期間の所得段階及び保険料率

所得段階	対象者	保険料率 ※3	保険料 年額 ※3	構成比
第1段階	・生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯の方 ・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※1)との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.50 (×0.30)	31,080円 (18,650円)	15.2%
第2段階	・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※1)との合計額が120万円以下の方	基準額 ×0.65 (×0.40)	40,410円 (24,870円)	6.2%
第3段階	・市民税非課税世帯で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※1)との合計額が120万円を超える方	基準額 ×0.75 (×0.70)	46,620円 (43,520円)	5.6%
第4段階	・同一世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人が市民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※1)との合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	55,950円	14.9%
第5段階 (標準段階)	・同一世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人が市民税非課税で前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額(※1)との合計額が80万円を超える方	基準額 ×1.00	62,160円	13.2%
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が120万円未満の方	基準額 ×1.15	71,490円	13.3%
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が120万円以上の方	基準額 ×1.30	80,810円	16.8%
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が210万円以上の方	基準額 ×1.50	93,240円	7.7%
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額(※2)が320万円以上の方	基準額 ×1.60	99,460円	2.7%
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が400万円以上の方	基準額 ×1.70	105,680円	1.5%

次頁へ続く

前頁から続き

第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が500万円以上の方	基準額 ×1.90	118,110円	0.7%
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が600万円以上の方	基準額 ×2.10	130,540円	0.4%
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が700万円以上の方	基準額 ×2.30	142,970円	0.3%
第14段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額(※2)が800万円以上の方	基準額 ×2.40	149,190円	0.4%
第15段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額(※2)が1,000万円以上の方	基準額 ×2.50	155,400円	1.1%

※1 課税年金収入額とその他合計所得金額に給与所得が含まれ、所得金額調整控除が適用されている場合には、所得金額調整控除分を加えた額から10万円を控除する。所得金額調整控除が適用されていない場合には、10万円を控除する。

※2 当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除する。

※3 保険料率、保険料年額中、第1段階～第3段階のカッコ内の数字は、公費による低所得者の保険料軽減後のもの。

■ 保険料基準月額推移

期	事業計画期間	基準月額	対前期比	
			増減額	増減率
第1期	平成12年度～平成14年度	2,850円	－円	－%
第2期	平成15年度～平成17年度	2,850円	0円	0%
第3期	平成18年度～平成20年度	3,300円	450円	15.8%
第4期	平成21年度～平成23年度	2,974円	▲326円	▲9.9%
第5期	平成24年度～平成26年度	3,530円	556円	18.7%
第6期	平成27年度～平成29年度	4,580円	1,050円	29.7%
第7期	平成30年度～令和2年度	4,745円	165円	3.6%
第8期	令和3年度～令和5年度	5,180円	435円	9.2%

※ 第9期(令和6年度～令和8年度)の基準月額見込みは5,658円

第4章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 円滑な事業運営の推進支援

介護保険事業の実施及び運用に当たっては、円滑な事業運営が不可欠となります。

本市では、市民はじめ、事業者や協力団体、関係機関等との連携を引き続き図っていくことで、市内の事業運営が滞ることなく運用していくことのできる環境を整備します。

なお、介護給付適正化事業については P82～84 に掲載しています。

(1) 介護保険事業の円滑な運営のための機関

主な機関	概要
介護保険事業運営協議会	本協議会は介護保険の運営のために設置される協議会として、市長からの諮問により、介護保険事業計画の策定及び評価に関し必要な事項を調査審議します。
地域包括支援センター運営協議会	本協議会は八千代市地域包括支援センターの組織及び運営に関する内容を協議する会議です。 今後の地域包括支援センターを取り巻く状況等を勘案しつつ、地域包括支援センターが機能を十分に発揮できるように活動の充実を図ります。

(2) 介護保険事業の質の向上・確保

主な取り組み	概要
事業者への適切な指導	事業者に対し、定期的・計画的な指導を実施するとともに、不正を疑われる場合は、随時に監査を実施し、介護保険サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ります。 また、自身のサービス水準を把握し課題を明らかにした上でのサービスの質を向上させる取り組みの促進及び利用者の事業者選択に役立つ情報の提供を目的とする介護保険サービスの自己評価システムへの参加を促します。
介護保険相談員の派遣	市内の介護保険施設等に相談員を派遣することにより、相談員が利用者からサービス提供事業者等に対する不平や不満を聞き取り、事業者及び本市へ橋渡しをすることで、それらが苦情になることを未然に防ぐ等、介護サービスの質の向上を図ります。

主な取り組み	概要
苦情相談体制の充実	利用者からの介護サービス等に関する相談や苦情について、必要に応じ、国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等と連絡・調整を図り、迅速かつ適切な対応に努めます。
介護人材の確保	介護初任者研修に要する経費への補助等、介護人材の確保の取り組みを推進し、事業者が必要とするサービス提供体制の確保を図ります。

(3) 介護保険事業の情報の提供

主な取り組み	概要
介護サービス情報公表システム等の周知	利用者が介護サービス事業者の適切な選択ができるよう、介護サービス事業所のサービス内容等の情報をインターネットで検索、閲覧できる介護サービス情報公表システム等の周知を図ります。
介護保険制度の普及啓発	介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発及び情報提供を行います。

第2節 公的介護施設等の整備

(1) 介護保険施設等の整備の推進

各施設の必要整備量を見極めながら、計画的な整備を促進します。

■ 整備済みの介護保険施設等の状況（令和2年11月1日現在）

施設の種類	施設数(定員・人)
介護老人福祉施設	7(566)
介護老人保健施設	3(300)
介護医療院	0
介護療養型医療施設	0
特定施設入居者生活介護	4(248)

※ 介護老人福祉施設の施設数及び定員数は、公設公営の特別養護老人ホーム三山園の八千代市民入所枠を含む。

① 介護老人福祉施設（定員30人以上の特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、居宅での生活が困難な方に入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の援助と機能訓練、健康管理、療養上の介助を行います。

本計画期間においては、令和4年度中に1施設（80床）の開設が予定されているほか、1施設（80床）整備することを目標とします。

② 介護医療院

安定した病状期にあり、長期の療養が必要な方に看護、医学的管理下での介護、機能訓練、日常生活上の援助等を行います。

本計画期間においては、1施設（50床）整備することを目標とします。

(2) 地域密着型サービスの基盤整備の推進

各サービスの必要整備量を見極めながら、計画的な整備を促進します。

- 整備済みの（介護予防）地域密着型サービスの状況（事業所数（定員・人））
（令和2年11月1日現在）

圏域名 サービスの種類	阿蘇	村上	睦	大和田	高津・ 緑が丘	八千代台	勝田台	合計
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	1	0	1	0	0	0	2
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	3(38)	2(28)	0	9(118)	4(56)	9(120)	3(31)	33(379)
（介護予防）認知症対 応型通所介護	0	1(12)	0	0	0	1(12)	1(3)	3(27)
（介護予防）小規模多 機能型居宅介護	0	1(29)	0	1(29)	1(29)	1(29)	1(12)	5(128)
（介護予防）認知症対 応型共同生活介護	1(9)	1(18)	1(18)	1(18)	2(36)	1(18)	1(18)	8(135)
地域密着型特定施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	0	1(29)	0	1(27)	0	1(29)	0	3(85)
看護小規模多機能型 居宅介護	0	0	0	1(24)	0	1(29)	0	2(53)

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それぞれが密接に連携しながら、短時間の定期巡回訪問と随時の対応をあわせてサービスを行います。

本計画期間においては、1事業所整備することを目標とします。

② 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に訪問や宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、生活や健康等の相談、その他の日常生活上の援助と機能訓練を行います。

本計画期間においては、3事業所整備することを目標とします。

第4章 介護保険制度の円滑な運営
 第2節 公的介護施設等の整備

- 令和3年度から令和5年度における認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数（人）

圏域名 サービスの種類	阿蘇	村上	睦	大和田	高津・ 緑が丘	八千代台	勝田台	合計
認知症対応型共同生活介護	9	18	18	18	36	18	18	135
地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	29	0	27	0	29	0	85

第3節 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

(1) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

平成29年の介護保険法改正により、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みの推進のため、市町村の保険者機能の強化の仕組みが導入されました。

具体的には、各市町村が地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みについての目標、介護給付等に要する費用の適正化に関する取り組みについての目標を設定し、それらの目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。

第8期計画においては、以下のとおり目標を設定し、進捗の管理と必要に応じた施策・事業の見直しを行います。

なお、介護給付適正化事業に係る指標についてはP82～84に掲載しています。

■ 高齢者の自立支援及び重度化防止に関する目標

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
幸福度平均(10点満点中)(高齢者一般)			7.19点			8.0点
主観的健康観が高い人の割合			64.8%			70.0%
通いの場(介護予防サロン・やちよ元気体操)団体数(箇所)※再掲	100	107	107	109	111	113
通いの場への参加率(高齢者一般)			7.7%			10.0%

※ 令和2年度は見込み値。

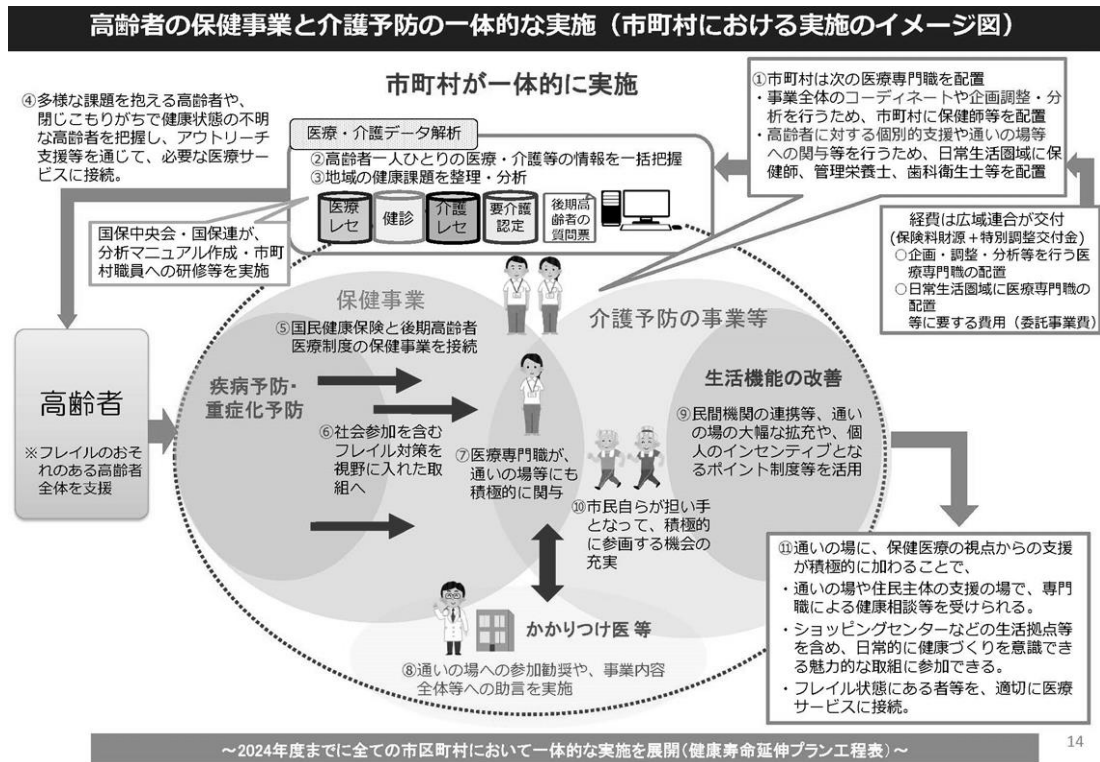
※ 八千代市高齢者等の保健福祉・介護保険ニーズ調査結果による。

(2) 自立支援, 介護予防・重度化防止の推進

① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等

高齢者の医療の確保に関する法律, 国民健康保険法, 健康保険法, 介護保険法等一連の法改正に伴い, 高齢者の心身の多様な課題に対応し, きめ細かな支援を実施するため, 後期高齢者に対する保健事業については, 後期高齢者医療広域連合から委託を受け, 市町村において介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することが求められています。

本市においても, 各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行い, フレイル予防や要介護状態につながる疾病の早期発見, 早期治療につなげる健康診査を実施し, 関係課と連携し, 高齢者の心身の多様な課題に対応した保健指導や通いの場へ働きかける取り組みを実施します。



② リハビリテーション指標の設定

本計画では、要介護（支援）者に対するリハビリテーションについても、介護保険で実施するリハビリテーションサービスの見込み量の推計を行うとともに、国が示す指標を参考に具体的な取組と目標を計画に記載し、地域の実情に応じた適切な施策を実施することが求められています。

本市においては、リハビリテーションにおいても、要介護（支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することを目指します。

そのため、第8期計画においては、地域資源を把握するための情報として示されている以下の指標を設定し、進捗の管理と必要に応じた施策・事業の検討を行います。

■ ストラクチャー指標（サービス提供事業所数）

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問リハビリテーション	4	5	5	5	5	5
通所リハビリテーション	7	8	8	8	8	8
介護老人保健施設	3	3	3	3	3	3
介護医療院	0	0	0	0	0	1
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	3	3	3	3	3	3
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	1

※ 介護保険における介護サービスを提供する施設や事業所の物的資源、人的資源、地域の状態像等を表す指標。

※ 事業所数は年度中に1回以上サービス提供実績のある市内の施設・事業所数。

※ 令和2年度は見込み値。

■ プロセス指標（サービス提供事業所利用率）

	第7期実績			第8期見込み		
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問リハビリテーション	1.30%	1.21%	1.29%	1.36%	1.36%	1.35%
通所リハビリテーション	5.53%	5.53%	5.02%	5.42%	5.45%	5.46%
介護老人保健施設	5.01%	4.83%	4.70%	4.51%	4.28%	4.09%
介護医療院	0.00%	0.04%	0.02%	0.03%	0.03%	0.03%

※ 介護サービスを提供する施設や居宅介護支援事業所との連携、事業所の活動や、事業所や施設間の連携体制を測る指標。

※ 利用率は利用者数を第1号被保険者の要介護(支援)認定者数(9月末時点)で除した数値。

〈資料〉

- 1 八千代市介護保険事業運営協議会に係る資料……108p
- 2 用語一覧……111p

〈資料〉

1 八千代市介護保険事業運営協議会に係る資料

1 八千代市介護保険事業運営協議会に係る資料

八千代市介護保険条例（抜粋）

平成 12 年八千代市条例第 2 号

第 4 章 八千代市介護保険事業運営協議会

第 13 条 介護保険事業の適切かつ円滑な実施を図るため、八千代市介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、介護保険事業の運営に関する事項について調査審議する。

3 協議会は、市長が委嘱する委員 18 人以内をもって組織する。

4 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

（委任）

第 14 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

八千代市介護保険規則（抜粋）

平成 13 年八千代市規則第 20 号

第 8 章 八千代市介護保険事業運営協議会

（協議会の所掌事務）

第 57 条 条例第 13 条第 2 項の規定により八千代市介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）が調査審議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 介護保険事業計画の策定及び評価に関すること。
- （2） その他介護保険事業の運営に関する重要な事項に関すること。

（委嘱）

第 58 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 保健、医療及び福祉関係者
- （3） 介護サービス事業者
- （4） 被保険者

（会長及び副会長）

第 59 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 60 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、協議会の議事の概要及び出席者を記載した議事録を調製し、これに署名しなければならない。

（庶務）

第 61 条 協議会の庶務は、介護保険担当課において行う。

（会長への委任）

第 62 条 第 57 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

〈資料〉

1 八千代市介護保険事業運営協議会に係る資料

委員名簿（令和3年3月31日現在）

No.	区分	所属団体名等	委員氏名
1	学識経験者	東京成徳大学	朝比奈 朋子
2	保健・医療・福祉	八千代市医師会	青嶋 和宏
3	〃	八千代市歯科医師会	中澤 正博 ○
4	〃	八千代市薬剤師会	島田 さえ子
5	〃	千葉県習志野健康福祉センター	石原 徳子 ※郷右近 初女
6	〃	八千代市社会福祉協議会	綱島 照雄 ◎ ※櫻井 豊
7	〃	八千代市ボランティア団体	佐藤 俊枝
8	〃	八千代市民生委員児童委員協議会連合会	周郷 光枝
9	〃	八千代市長寿会連合会	渡部 正敏 ※山口 純子
10	〃	八千代市自治会連合会	星 靖夫
11	介護サービス事業者	八千代市介護サービス事業者協議会	小林 清次
12	〃	〃	津川 康二
13	公募市民	第1号被保険者	中山 達雄
14	〃	〃	宮崎 すみ江
15	〃	〃	福田 久江
16	〃	〃	椎名 美代子

◎…会長 ○…副会長

【敬称略】

※ 任期途中の改選による前任者

2 用語一覧

あ行

インセンティブ

意欲向上や目標達成のために外部から金銭面等により与える刺激策。

介護保険については平成 30 年度から保険者機能強化のために実施された。

か行

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護・要支援の状態にある高齢者やその家族の相談に応じ、その心身の状況に応じた適切な介護サービスが利用できるよう、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町村や居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡・調整を行う専門職。

介護保険法

平成 9 年に制定された法律で、要介護の基準やサービス運営基準等を整理し、公的介護保険の詳細について定めた法律。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とするための事業。

介護サービス計画（ケアプラン）

要支援・要介護に認定された本人や家族の希望に添った介護サービスを適切に利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境等に配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた介護サービスの利用計画。

国保データベースシステム

地域住民の健康課題を明確化し、事業計画等へ反映させるために国民健康保険団体連合会が各種業務を通じて管理する給付情報（健診・医療・介護）等から「統計情報」等を作成し、提供するシステム。

さ行

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力の不十分な方に対し、財産管理や身上監護についての契約等の法律行為について意思決定を支援する制度。

た行

団塊の世代

年間の出生数が 260 万人を超えた第一次ベビーブームの 1947 年（昭和 22 年）～1949 年（昭和 24 年）に生まれた世代。

団塊ジュニア世代

年間の出生数が 200 万人を超えた第二次ベビーブームの 1971 年（昭和 46 年）～1974 年（昭和 49 年）に生まれた世代。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた高齢者の生活を総合的に支えていくための機関で、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの職員が配置されている。

な行

認知症ケアパス

認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。

認知症施策推進大綱

認知症の人が尊厳と希望をもって認知症とともに生きる，または認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる「共生」と認知症になるのを遅らせる，認知症になっても進行を緩やかにする「予防」を両輪とした国の施策大綱。

ニッポン一億総活躍プラン

あらゆる場で，誰もが活躍できる社会の実現を目指し，子育て支援や社会保障の基盤強化などにより，新たな経済社会システムを創るための国の計画。

は行

フレイル

要介護状態に至る前段階として位置づけられ，身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。

避難行動要支援者

高齢者，障害者等の防災対策において特に配慮を要する者（要配慮者）のうち，災害発生時に避難等に特に支援を要する者。

福祉避難所

高齢者，障害者等の防災対策において特に配慮を要する者（要配慮者）について，必要な配慮をする目的で設置する施設。

や行

要支援・要介護認定者

要介護（要支援）認定申請の結果，要支援1又は2と認定された者を要支援認定者，要介護1～5と認定された者を要介護認定者という。

ら行

老人福祉法

昭和38年に制定された法律で，老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに，老人に心身の健康の保持および生活の安定のために必要な措置を講じ，老人の福祉を図ることを目的とした法律。

八千代市高齢者保健福祉計画

(第9次老人保健福祉計画・第8期介護保険事業計画)

発行年月:令和3年3月

発行:八千代市

編集:八千代市健康福祉部 長寿支援課 健康づくり課

所在地:〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5

電話:047-483-1151(代表)

F A X:047-480-7566